

平成22年12月13日(月曜日)

(会議第2日目)

応招議員

		2番	山下伊都子	3番	宮地葉子
4番	欠番	5番	西村将伸	6番	坂本あや
7番	矢野昭三	8番	浜田純一	9番	畦地一弘
10番	森治史	11番	門田仁和子	12番	西村策雄
13番	欠番	14番	小松孝年	15番	下村勝幸
16番	竹下英佐雄	17番	欠番		
19番	山本久夫	20番	小永正裕		

不応招議員

1番 村越比佐夫 18番 明神照男

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	矢野健康	税務課長	米津芳喜
農業振興課長	松田二	産業推進室長	森下昌三
まちづくり課長	濱田仁司	地域住民課長	大塚一福
建設課長	武政登	海洋森林課長	谷口明男
会計管理者	野並純	教育委員長	生駒進
教育長	坂本勝	教育次長	金子富太

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 宮地愛

議 事 日 程 第 2 号

平成 22 年 12 月 13 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 陳情第 53 号、陳情第 54 号

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第 2 一般質問

議 事 の 経 過

平成 22 年 12 月 13 日

午前 9 時 00 分 開会

議長（小永正裕君）

これから日程に従って会議を進めていきますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

明神照男君と村越比佐夫君から欠席の届け出が提出されましたので報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 1、陳情第 53 号、保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情、および陳情第 54 号、米価大暴落に歯止めをかけるための陳情を議題とします。

委員長報告を行います。

初めに、陳情第 53 号、保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情についての委員長報告を行います。

教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

おはようございます。

教育厚生常任委員会では、保育制度改革に関する意見書について審議を致しました。

この陳情の趣旨ですけれども、これは今、国が変えようとしてる新たな保育制度、子ども・子育て新システムという制度ですけれども、これは平たく言いますと、まあ国の規制緩和です。

今の保育制度っていうのは国の一定の規制の下にありまして、子どもたちの数においてはこれだけの面積とか、これだけの保母さんの数が要るとか、そういうふうにな国一律の制度になってますけれども、これを市町村に任すと、ひとつはそういうところにあります。

そして今は行政の責任で、行政と、それから保護者と園と、保育所ですね。保育所との、その 3 つのトライアングルで運営もやられておりますけれども、保育料がですね、そこで違っても、保育料は園に直接納めるんじゃないくて、行政の方に納めるようになってます。ですから、保育料が違っても子どもたちが受ける保育のサービスは同率です。

でも、これが規制緩和になりますと、今後、保護者と園と直接の契約になっていって、園も保護者が探す、それから保育の内容もですね、その子どもたちによっては 4 時間保育とか 8 時間とか、そういうふうに変わってきます。そういう規制緩和の中では、今まである保育制度がほんとにできなくなるということと、児童福祉法の 24 条がなくなるということでは、今の保育制度を守る上でも大変になるということと、子どもたちにいい保育を、安全、安心の保育をしていくためには守ってほしいという陳情です。

それで教育厚生常任委員会では、これを採択することに致しました。

議長（小永正裕君）

以上で教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、陳情第 54 号、米価大暴落に歯止めをかけるための陳情についての委員長報告を行います。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（下村勝幸君）

産業建設常任委員会に付託されました陳情は、第 54 号の米価大暴落に歯止めをかけるための陳情ということでもあります。これにつきましては、12 月 9 日の委員会のときに全員出席の下、審査を行いました。

この主な内容と致しましては、現在、国の中でも議論を呼んでいます TPP の参加等を含め、いろいろな話題を呼んでおりますけれど、これによって、今、コメ農家の方たちに大変な打撃を与えるのではないかと。また、今年作ったコメも大変余っている状態の中で、米価がどんどん値下がりをしております。そういったことをカバーするためにも、今回の意見書にありますように、過剰米になっている 40 万程度のコメを緊急に買い支えてあげて、そういった農家の方たちへのやる気を削ぐようなことのないような対応をしてほしいと、そういった内容の意見書でありました。

これにつきましては、委員会としてはこういった対策を緊急に取ることも必要であるし、また、抜本的に国の食料自給率等の問題も考えて対応していかなければならないと、そういった意見もございました。で、産業建設常任委員会と致しましては、この陳情を採択するものと決しました。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから陳情第 54 号についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで委員長報告および委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第 53 号、保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情、および陳情第 54 号、米価大暴落に歯止めをかけるための陳情について一括討論を行います。

反対討論から行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、陳情第 53 号、保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第 53 号は委員長報告のとおり採択することに決定致しました。

次に、陳情第 54 号、米価大暴落に歯止めをかけるための陳情を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第 54 号は委員長報告のとおり採択することに決定致しました。

日程第 2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

議長より発言のお許しが出ましたので、3 点の届け出に基づきまして質問を致します。

まず第 1 点でございますが、行財政の運用と執行を問うということで質問を致します。

ご承知のとおりリーマン・ショック以来ですね、世界はもとより特にこの日本がですねこの打撃を受けまして、国の財政も産業もですね、また市町村の事業までですね非常に落ち込みが続いておるわけですが、この回復がなかなか目に見えない。それを見ますとですね、この国々の財政的なこの被害、リーマン・ショックの破たんによります被害がですね、ほとんどの国が 3 パーセントから 4 パーセント、ヨーロッパの国々では、まあ一番高い所で 4 パーセント。日本は突出して 13 パーセントですよ。あまりにもアメリカの、いわゆる証券等に頼り過ぎた。その結果がですねそのまま、世界はもとより特に日本にこの打撃が大きいために回復がなかなか難しい。もちろんその影響を受けまして、県はもとより黒潮町もですね 21 年度のいわゆる税収、町の産業が非常に厳しい状態でございますので、農林水産業の、商工も含めましてですね非常に回復が遅い。これを見ますと、いわゆる 22 年度ですね税収がどこまでこう回復できるのか、落ち込んだままの傾向が続くのか、非常に心配されます。

こういうような中で、いわゆる開会冒頭に執行部からですね、この厳しい状態であるが黒潮町は大型事業が控えておる。ご承知のとおり、現在、佐賀中学校の改築が行われておるわけですが、これに続きまして黒潮町内では保育所、または小学校、そして本庁庁舎、そして消防署等のですね大型事業が軒並み続いております。これを見ますとですね、町の行ってきたいわゆる財政シミュレーションが計画どおりの、そのシミュレーションも非常に厳しいですね、きびしい見方してます。しかし、これ以上の厳しい財政状態が起きるのじゃないかなあと。ほんで、町の負債がどこまでこう膨れるがじゃろかなあと。これはですね、執行部だけでなく議員もですね、まあ町民も非常に関心を持つておると思うのですが、これに対してどのような、いわゆるビジョン、対応を考えておられるか。これにはですね、やはり財政運用のマネジメントが絶対必要です。まあ英語で言うたらマネジメントいうけど、金と、いうたら予算とですね事業の運用。そして、そのトップの責任ということでございますので、そのへんのいわゆる大変な状態をお受けして町民の期待に応えることができるのかどうか。その点をですね、やっぱり聞いておく必要がある。そのように思います。

この、町の税収についてはですね、先の高新にですね、県内の市町村のいわゆる税収率等々が県から発表されております。これを見ますとね、黒潮町もそう悪い方じゃない。92 パーセントちょっと。まあ特に県内で悪いのは各市なんですね。まあ人のこと言う必要はないと思うのですが、このとおり書いちょう。これを考えますとね、やはり一般会計に出ております税収が多少落ちちょう。これを平均に継続していく、良好な状態で運用していくにはね相当の努力が要るわけですが、その点の対応をお考えなのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

それとともに、条例の履行をしなさいやということで通告をしておるわけですが、これは先の 9 月にですね、いわゆる決算書の中で非常に流用が多い。そして不用額は多い。まあ不用額はですね、これは当然あるべきであります。これを使い切りますとね、大変な状態になる。しかし、これも限度がございまして、い

いわゆるある程度の水準は維持してもらいたいなあ。そのことについてね、いわゆる流用禁止とともに町長の執行権。いわゆる予算にかんするですね規則がございます。これはですね1,456ページにあるんですが、このですね、5条の4からですねずっと見てきますと歳出予算の配当という所がございます、15条に、この流用の中で町長の配当権がここに明記されております。聞くとところによりますと流用は駄目やと、非常に議員がやかましいと。だから仕事がなかなか難しい、できんいうことを聞きますし。9月にはね、この目の中の流用、これはできるがですね。やけど、あんまりやかましいことを言うき、議会が、議員がやかましい、まあ僕やと思うけど。これね、これ条例を変えたらどうか話が出ましたが。で、これ変える必要はないがですね。

特にね、この歳出予算の配当の15条に明記されておる中で町長権限は、いわゆるこれを良しとした場合、執行できる。しかし、これをまた減額することもできる、止めることもできますよと。当然なんですよ、これは。そして17条の、いわゆる予算を定めることに対しての条項が明記されております。これもね、やはり総務課長から出てきたものを町長がですね、歳出予算の目または節の金額を流用しようとするとき。その下にね、町長はいわゆるこの決済をね受けなあいかなぜよということになっちゃう。町長ね、できるようになっちゃう。できるようになっちゃうがですよ。

ほんでね、これね、もろ刃の剣。しかし、町民の生活を守り、行政をスムーズに執行する場合にはね、予算が必要なんです。だからこういうふうには町長権限がここで明記されておる、予算の配当という所で。どうしてもいかないうがは17条の2から18条なんですね。これはね、しちゃいかん、できませんと。これはしかし、この条文を見たらね、この件についてはね、やはりね、投資および出資金等々ということで、その場でいわゆる出資金とか食糧費とかをあまりにもこう目標以外に使うことを、それに対してのブレーキをかけておりますので、これは駄目ですよ。これね、地方自治体は予算執行には非常にこうバランスとクッションも備えておるわけですので、流用がいかないうたきじゃなしに、あまりも多いということを言いようがですよ、僕たちは、議員は。そのことに対してね、やはりね、この条例はよく使っていただきたい。

先ほど申し上げました、いわゆるマネジメントについて、これをね發揮してもらわないかん。いかにいかにいうてもね、やっぱりねアメリカはね証券が非常に発達した国でございますので、こういうマネジメントを学生が作った、大学の先生が作った。それを実行しよう。行政だけではなくてですね、県下の企業のいわゆる経営状態等々、内容についてのものが発表されております。それを見るとね、やはりこう言うたら非常に問題もあるかも分かりませんが、書いちょうとおりにこれを読んだらね、まあ読まれん。ある程度のところで言いませんが。非常に厳しい農林水産業、建設業含めてね、会社として登録している会社の経営状態を見たらね、Aクラス、B、Cずっと分けておるんですが、Aクラスはね、本町でもそうやと思いますよ。ええ会社はね、社長、それを取り巻くいわゆる経営する人たち、スタッフ、それと事業目的、責任者、それとね金額、予算よね。これをね見事に使い分けてね、やっちゃう。それ見たらね、取り巻きのスタッフと長が素晴らしい。だからね、成長株はやはりね継続するわけよ。

そのこと考えたらね、町長ね、副町長も総務課長にも聞いてもらいたいがは、町のいわゆる大変な事業が来る、負債も増えるじゃろうと。しかし、町民の生活を守るとともに町の発展のためにはね、いわゆるその継続性、これが必要な。その点についてどのようにお考えかお聞きを致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

今日から一般質問でございます。誠意ある答弁に努めてまいりますので、よろしくお願い致します。

それでは西村議員の質問にお答えします。

各種産業の生産額が昨年度より上がる状態が見えないということでございますが、長引く景気低迷の中、産業振興をどうやっていくかということであろうかと思います。

農業につきましては、平成18年度の23億1,727万から平成21年度23億4,241万と微増となっております。重油の高騰によると思われる品目等の転換はございますが、現状維持で推移をしているところでございます。佐賀地区につきましては、シメジ施設の再稼働により1億強の増となっておりますが、大方地区につきましては平成18年度の17億670万から平成21年度実績で15億8,870万と1億強の減となっております。これまでも繰り返し申し上げてまいりましたように、行政としましては新規就農者への支援を強化し、経営個体数の維持に力を入れてまいりたいと、そのように考えております。

水産につきましては特に沿岸漁業が厳しく、ひき縄につきましては18年度の8,800万から21年度実績で5,300万と大幅減となっております。繰り返し申し上げましたように、漁獲を上げるためにはどうしても魚礁の設置が必要になるわけでございますが、事業効果の検証が必要となっております。現在、平成24年度設置に向けデータ収集を始めたところでございます。また、魚価向上のため、市場での荷さばき体制も含め機能強化を、漁協、県と協議を重ねているところでございます。

いずれにしましても、厳しい景気情勢の中、実効性の高い施策を打っていくためには、関係機関、産業従事者との連携強化が最も重要であると考えておりますので、これまで同様、連携強化に努め、協議を重ねてまいりたいと思っております。

健全な財政運用につきましては、ご指摘のとおり継続性が重要であると認識しております。シミュレーションの適宜見直しと事業の選択を行ってまいります。

マネジメントにつきましては、先般、金子監査と協議をしまして、まずは各課でのマネジメントが可能となるよう様式の作成をお願いしているところでございます。

また、町条例につきましては適用条例の適切な執行に努めているところでございますが、議会からもチェックをいただいているところでございます。

また、流用につきましては財務規則17条で認められているわけでございますが、これにつきましてもできるだけ少ないことが望ましいということは申し上げるまでもないところでございます。また、17条の2につきましては、9月で申し上げましたとおりでございます。

最後に、来年度の核となる事業はということでございますが、資本投下の事業とは別に計画策定が最も重要であると考えております。本町に必要な3つの計画を策定したいと考えております。

1つ目は福祉でございます。現在ございます高齢者福祉計画、介護福祉計画、障がい者福祉計画と併せて地域福祉計画を策定し、福祉の方向性を定めてまいります。住民の皆さまにも多分にご協力をいただくようになろうかと思っておりますので、ご協力をよろしくお願い致します。

2つ目は、インフラの整備計画でございます。現在、農村災害対策整備事業の導入に向け、各課で事業抽出を行っているところでございます。年明けにはその作業を終え、県との協議に入りたいと考えております。その後、現地調査をし、計画策定に入ります。また、ご承知のとおり、国道56号大方改良の進捗に伴い、中心部を含めた詳細な設計が必要となっております。これにつきましては、単なるインフラ設計でなく、今後のまちづくりという視点に立ち計画策定を行ってまいりたいと考えております。

3つ目は産業と雇用についてでございます。これにつきましては、私の直属のプロジェクトチームでやらせていただきたいと、そのように考えております。9月議会で下村議員からご指導いただきましたように、住民の皆さまにお示しできるグランドデザインを描きたいと、そのように考えております。随時、報告させていた

だきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

再質問を行います。

町長から、いわゆる財政シミュレーションの今後の状態については十分取り組んでいくということでございますが、この点はですね、非常に絵に描いたもちのような、今まではそういう状態でしたが、いわゆるね、この大型事業はどうしてもこれはやらないかん。それと、町長の答弁の中にインフラ整備もございましたが、やはりこの産業にですね、やっぱり直結した今は都市計画も大事なんです。大事ではございますが、その産業活性化のためのいわゆる流通の整備いいますかね。最近やはりね、今までの状態を見ますと近年これが出ておりますが、運送費に非常に掛かる。それで地域が、いわゆる遠距離が多い、山間地域が多い。このためにですね運送する人がですね、なかなか厳しい経済状態が出て、これに参加できない人が多い。だから、今までせっかく中山間地域で行っていた農産物がですね、高齢化とともに集めてくれる人が少なくなった。

それともう1つに、やはり大々的なハウスを展開するとですね、水を求めて山間地で農業をやるとですね、この4トンのヒラボテの車が入ってこん。これ、二重積みをせないかん。その手間がですね、高齢化とともに非常に厳しなって、もういつやめろうか思いようとかね、そういう、やめた人もおる。

またね、大方地区はね、ほんまに素晴らしい地域でございますので、ハウス園芸をね、私はね、やめる人はおらんと思うちょっと。ところがね、ある人が、今年何回も会った。なかなか頑張ってくれようにやあと、ハウスを建てるがかえ、そりゃやれやと。ほんで安うしちゃってくれよ。とんでもない、壊しに行きようがぜと。何回も会った。それ壊すんだと。町に言うて何とかそれを活性化して、いわゆる産業の活性化に取りつけて取り組んでもらうけん壊すなやというても、いわゆる現在までの負担額、非常にその農業の収入が少ない。だから、その後継者も、息子は嫌言いようし後継者がなかなか育たんということと、その地域の産物が、これを作ったら何とか経営が成り立つということが難しい。

町長もね、農業のハウス園芸をずっと手掛けきた方でございますのでそれは十分把握しておると思いますが、いわゆるインフラ整備を、2車線によばん、1.5車線にもよばんと。とにかく4トンが入るばあの道にしてもらわんことには、そこへ出すその労力がのうなった。そういうこと考えるとね、もう公共事業はね、やるとですね、これは町財政は大変なことになることは分かっちゃよう。しかし、産業基盤はどうしてもやらないかんと思っておりますので、まあ先ほど町長もそういう答弁でしたが、なるだけそういう地域においてですね、まあ知事も取り組んでおりますのでね、中山間地域のこの農業生産を上げないかと。

再度ね、この点について、インフラ整備については、いわゆる何を重点に置いちょうかということをお聞きしたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

お答えします。

まずは一次産業、ハウスの新設についてでございますが。これまでも答弁申し上げましたように、現在のレンタルハウス整備事業と新規就農者研修事業の組み合わせにより、町独自のモデルを立ち上げたいと思っております。

といいますのも、現在取り組んでいただいております新規就農者研修事業が2年間で終わるわけございま

すが、その段階で農協のレンタルの審査に通る確率というのがまあ非常に低いといったことで、研修をしながらなかなか独立できないというのが現状でございます。それを打破するために、いったん中間施設を整備することによって独立がスムーズに行えるよう、そういった事業の整備の必要性があると、そのように考えております。

それからまた、中山間地の流通の問題でございますが、現在町が取り組んでおります庭先集荷。このシステムが全国でも先進事例ということで、今、事業検証を行っているところでございますが、ここへオプションの張り付けができないか検討しているところでございます。

また、中山間地のインフラ整備につきましては、議員ご指摘のとおり産業という切り口からも当然重要となってくるところでございます。来年度、先ほど申し上げましたインフラ整備の計画の中に町道の整備計画を立てたいと思っておりますので、そちらで対応させていただきたいと、そのように考えおります。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

第2点に移りたいと思います。

若者が住める町にどう取り組みますかということでございますが、ご承知のとおり、この高校高卒の方と、また大卒の若者がですね、いわゆる就職率いいですかね、これまあ大変な状態になっておりまして、大氷河時代がずっと続いております。このことについてですね、県に行って話も聞いたがですが、いろいろ取り組みようと。わしらもやりようけど、おまんくもこれ以上に取り組んでもらえんかのうという話がございました。反対に宿題をもらうような気がしたのですが。

このような状態の中で、やはり県内はもとより町内の若者がですね県外に流出をしております。それとともにですね、やはり地域がますます高齢化とともに、この農林水産業への携わる若者が減少しておりますので限界集落も多くなっているようでございますが、この若者をですね町内に何とか引き止め、とどめる対策はお考えでしょうか。

県も町もですね、観光には非常に力入れておりますが、これ悪いことやないと思います。しかし、やはり基本的にはですね、先進地、先進県のような、いわゆる基盤産業の充実。これなくしてですね、いわゆる若者も定住できない、所得の向上もないと。

最近ですね高知に出ていたがですが、これはもうほんとにショックを受けたがですが、やっぱりこれかと。非常に知事含めて各市町村も取り組んでおりますが、高知市内の産業構造のいわゆる状態が発表されておりましたが、一次産業はですね、1パーセント。三次産業がですね、90パーセント。県はどうかといいますと、県も一次産業は5パーセントで、三次産業が70パーセント。まあ数字だけではですねなかなか判断し切れないところがあるがですけど、やはりその農林業や水産業等が占めるポジションが非常に脆弱（ぜいじゃく）になってきたなあと、どんどん落ち込みよう。この落ち込みを何とか阻止をしてですね、持続的な発展への道についてね、この県内の産業構造の状態を見ますとね、なかなか飛び越えるような状態じゃない。そんな簡単なこうトラブじゃない。大渓谷が続いちょう。

これはね、国や、また、もちろん地域を支えます重要なその基盤ががですね、時代の流れとともに大きな変革を遂げて、落ち込みが急激に下降線をたどっておると。人口の状態を見ましても、人口構造から見ますと、やはり高知県はやっぱり近い将来50パーセントを切るような状態になることは確実であると、こういうように書いちょうがですが。

ご承知のとおり本県または本町はですね、森林の面積や、または日照時間も非常に長い。そしてその黒潮い

いますかね、海の恵みもね、これは非常に富んでおると書いておりますが、まあこれはちょっと疑問があるがですけど、確かに自然は満たされておる。しかし、生産を生かすようなイノベーション、プランというかね、そんなもんがね見えんがよね。一生懸命取り組んでおりますが、この状態が一向に復活しません。だから目先のことにとらわれることなく、やはり産業基盤の構築について先ほどの1番の質問と関連をするわけですが、生半可ないいわゆる取り組みではね大変な状態に陥っていくと。この起死回生の対策は何かございましょうか。

ただ、この間の会議でもいろいろ提案事項があったのですが、やはり黒潮町はですね黒砂糖の生産については、これは大事な。ラッキョウも大事な。それとともに田野浦近郊で行っております乾物等々、これも非常に大事な。こういうことを、これをね、黒砂糖もやっぱりね他人任せでなくね、やはり町で何とかそれに取り組む人。

あの大東島がそうなんですよね、あこ、歴史を見たら。大変な所で行く人がなかった。初め2戸、3戸でね、サトウキビを改造した。とにかく初めやった人がどこまで続けるか、それをね支えた人がおる。沖縄の人が支えた。特に、ご承知のとおりブラジルや南米への移住者は沖縄が多いんですよね、沖縄の人が。それを考えるとね、郷土愛から助成をして徹底したサトウキビを作ったということですのでね。要素はある。地域も恵まれておる。そのこと考えるとね、もう少しこの産業基盤の充実に取り組む、もう一步踏み込んだ構築が必要なんじゃないか。

先ほど申し上げましたが、売り上げ、販売。まあ知事が非常にテナントでもうけようということですが、冒頭のいわゆる産業基盤の何を生産していくか。この思い切ったね対応をしないと、私はね絶対挽回（ばんかい）せんと思う、このような状態では。だから、もう有名になっておるものからまず充実をさしていく。黒砂糖もそうですよ。

ほんで元の、いわゆる大方の農業を見よやというようなね、そういう活性化へのてこ入れ。それについてね、どのようなお考えかお聞きを致します。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

通告書に基づき、西村議員の若者が住める町にどう取り組むかのご質問にお答え致します。

町が、第1次黒潮町総合振興計画の策定に当たり平成19年度に実施した住民意向調査の中で、今後、町が最も力を入れるべき施策は何かという設問に対して最も多かった回答が雇用の場の創出で、地域の深刻な雇用状況が浮き彫りになっています。若者はもちろんのこと、町民が住み続けられるまちづくりを目指して取り組んでいくためには、仕事や雇用の場の創出による所得向上が喫緊の重要課題だと思います。

議員のご質問にもあります観光については、一般社団法人幡多広域観光協議会やNP0 砂浜美術館など関係機関と連携して体験型教育旅行の受け入れや、各イベント等による交流人口の拡大増加による仕事や雇用の創出および所得向上につながるように取り組んでいるところです。

また、生産性による所得向上策については、先の町長の答弁とダブる部分があるかもしれませんが、農業分野では施設園芸の篤農家の指導による新規就農者の研修支援事業、就農してからのレンタルハウス整備事業、町単独によるハウス整備事業を実施して支援しています。

また、園芸連や県と園芸ブランドの競争力、販売力を高めるため、食の安全、安心な品質の確立を目指した環境保全型農業の取り組みを実施しています。

水産分野では、漁協への支援、市場の機能強化や販路の開拓、財務基盤の強化および漁獲高向上を目的とし

た沿岸海域漁場造成の一環である、つくり育てる漁業にかんする藻場保全活動支援事業や放流事業の実施。また、土佐黒潮牧場の機能充実のため、増設もしくは有効場所への移設の要請の実施。とりわけ土佐黒潮牧場の増設については3基増設され、水揚げ高の向上を期待しているところです。

産業全般には、今年度建設予定の加工施設を活用した一次産品の加工品製造販売、販路開拓を積極的に今後推進し、一次産業の底上げを図り、所得向上につなげたいと考えております。

特に、西村議員から後でご質問のありました特産品、特に農産物の加工による所得向上策について、黒糖やラッキョウなどの農産物から加工販売を実施し、将来はその他の一次産品についても商品化をしていく。また、既存商品についても、販路開拓や商品のブラッシュアップなどの窓口となり販売促進に取り組んでいく。一次産品生産者より少しでも高値で買い取れるようなシステムになるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

課長の答弁では非常にまあ努力はされておりますが、いわゆるその環境型農業に含めてもですね、漁業に含めてもですね、まず海のことを考えますと、土佐湾はね非常に厳しいんじゃないかなあという気がします。

それにひかえてね愛媛県はといいますと、瀬戸内海のねイワシとか、そういう漁業が多い。そして豊後水道のいわゆる水産について今必死に取り組んでおるわけですが、非常にね漁獲制限をして資源を守りよう。違法したらね250万以上の罰金で漁業権のはく奪とかね、ものすごいやりようわけよ。日本海もそうですよ。そういうことは私ら簡単にここでするのかなあ、土佐湾で。漁業の方々、非常に厳しい。それをね、罰金をね掛けて、いくら資源を守るといってもね、人を犠牲にしちゃいかん。しかし、節度はどの点までで守れるかよということは非常に大事なことですよね。

私は行ったんで聞かれた。深浦で言われた。わしんくらはこじやんと厳しいぜと。このおんちゃんが釣ってきょうこの魚、函庫見てみいやいうておんちゃんが見せてくれた、2つ。活魚、すごい魚がね、いっぱいおるんです。そこへは網は絶対はめたらいかんいうこと決めちよう。そういう所を決めちよう、違反する者はおらんと。おまえ土佐やろうと言う。はい、言うたら、土佐いかんぞというて言われた。そうか。これ以上申しませんが。

農業についてでもですね、やはり堆肥（たいひ）場をね早うね、やれりゃあ作ってですね、土壌改良から始めざったらいわゆる作物はね、これはもう環境型農作物はできません。そういう具体的な基本的なことをやはりやってもらいたい。このシメジのかすもある、鶏ふんもある、非常に恵まれた町なんですよね。それを早く、それに取り組んでももらいたい。そして環境型農産物を農業の新しい、いわゆる産品として押し出す、売り出す。これが非常に大事なことですよね。それにはね、やはりその人たちのグループと地域のご理解が要る、ご理解が。腐葉土を作る、その発酵したときにですね悪臭がありますので、その点は県内にも先進地がございますのでね、梶原とか西土佐とかありますので。そのへんの設置の場所とか、そういうことを考えた取り組み、早急な取り組み。それがどうして早うできんがじゃろなあと思うわけよ。大方10億に近い繰り越しをしたがよのう。それを全部使えるわけじゃない。しかし、前から何とかこれやってくれというね人がおるに、やらんがかできんがか。

先ほどもちらっと、いびつな高知県の構造が新聞に掲載されたわけですが、やりよう所はね、やっぱりやりよる。梶原らあ、もう変えちよう。作物も早や3回目に変えましたよと。もうまた連作ができませんので元へ戻すと、そんな話をしりましたが。土壌の改良をなくしてね、農業はあり得ないんですよ。そのこ

とについてね後押しする考えあるかどうか。それをまた執行部へ、課長上げちよりますか。ぜひそれをね、やらんとね、ほんとにこの高知市周辺のハウス園芸、施設園芸をやりよう人と競争はできるかどうか。必死なんですよ。

それとね、まあ自分のことになりますがね、議員も議会もね、やはりね、一緒に調査に行くときはね、同行さしてもらいたい。佐賀のときはした。ここはしないんですよ。なぜかいうたら部落、いわゆる行政をしようでしょう、部落。全部、部落から上げてこい言う、大事なことで。けんど部落でね、上げれんともあるがよね。明男君、谷口課長が知っちゃうけんど、あの柳原らあとかね、あの向こうのねいかぐせとかひらかわの向こうらあはね、あれ、どこへ属しちゃうが。そうやろ、そんなとこなんぼでもある、佐賀は。

なぜかといいますとね、佐賀は土地が狭い。よそからの、いわゆる地主がおった。それに対抗してね地元の地主がね、谷口君の先祖らもそうやけんど、馬地はどことどこがね、水も守り何も守り、ずっとしてきた。田の代表なん、畑の代表、ずうっと継承してる。ただ代表するがじゃない。水を引く、道をつけるいうたら、その人たちのまあ、考えたりして取っちゃうなあと僕は思うのですが、そうでもないね。自分の畑の田んぼのどこへね、道をつけて水を引いたら楽(らく)い。しかし、犠牲が要る。無償提供なんです。それをずうっとやってきた。それを今はやはりね、大方方式のように部落型でやるとね、区長さん気の毒な。よそから来て土地の所有してない人が区長になるとね、昔からそれをやってきた人がね、何を言いよりゃあになる。

学校の前の道でもそうですよ。町道にしたとき僕は反対した、1人。元地権者の許可なくしてね、町道にすな。福島さんに食っていった。そこまで難しいいうがやったら、さることながら執行部は執行部やね。座っちゃう人はやっぱり頭ええ。ほんなら地権者の人、確かに言うようにすると。その代わり道はもう何かよと、おまんらあで直してくれるかよ。それ、できないんです。ほんでもう白旗揚げた。これ、やむ得んのうと。

ほんでね、非常にね、行政のいわゆる活発な運用をしている、事業をどんどんしている。それ、因習の深いね部落でね、部落は行政がやったらね、できない。ほんで若者がね、せっかくやろうとしてきた人にね、その子がね行き詰まる。簡単に水を取れません。佐賀はそういうところが多い。なぜかといいますとね、谷や、大きな滝なんです佐賀は、川が。あの馬地の下も上もね、ちょっと入っていきいくださいや。300メートル奥へ入ったら滝やで。だから水が鉄砲水、全部。だから、その水取るに苦労して、元の地権者が。土地を持った人が、おらくのどこへ道をつけ溝をつけいうて、犠牲でやって溝を作った。だからね、そこらのバランスをちょっと考えてもろうた方がええ。大方方式を丸々佐賀へ持ってきたらね、できんとこなんぼでもある。それがね、登記をせんずつそのまま置いちゃうところが非常に多い。測りよったら、おらくがやったがやと。先祖がやった土地やきよ、もろうたら大変なんですよね、部落も。それを整備せないかんろ。溝の整備、道の整備。今、なかなか高齢化でできません。

そういうことを考えるとね、細やかないいわゆる対応と、歴史を大事にしながら新たな時代へのスムーズな移行、それにね、やっぱり早う取り組んでもらいたい。因習もなくしてもらいたい。

この点をどう課長、考えちよりますか。ひとつ教えてください。答弁してください。

議長 (小永正裕君)

農業振興課長。

農業振興課長 (松田 二君)

それでは西村策雄議員のですね再質問の部分で、環境保全型農業。これについて私の方からですねお答えさせていただきます。

まず、今現在ですね、環境保全型農業につきましては、県ですね産業振興計画に基づいてですね、環境保全型農業のトップランナーの地位を確立した取り組みということで、これについてですね、食の安全安心の品

質を高めてですね、高知県の園芸のですねブランドの確立をしてですね、競争力、販売力を勝ち取ろうという取り組みです。そういう面からですね本町においてもですね、施設園芸のハウス等においてですね天敵なんかをですね活用したですね取り組みなどを現在行っております。

それから、堆肥（たいひ）場の件ですけれども。これについてはですね22年度で、本年度でですね取り組みを開始しておりまして、事業実施主体はですねJA高知はたでありますけれども、県の助成によりましてですね、現在入札してですね、小黒ノ川の元農協の土地ですけれども、農協のその、現在野ざらしにしちよった部分のそこをですね、それを解消した形やですね切り替えしを行いながら堆肥（たいひ）を作ってですね、環境保全の土作りに充てたいという取り組みで、現在進行中でございます。

それから、そういう場合はですね、議員も同行してという部分ですけれども。この取り組みにつきましてはですね3名ぐらいの元議員さんも含めまして、町外でのですね先進地の堆肥（たいひ）場なんかも研修させてもらいまして勉強もしたところですが、本町の場合はですね、シメジとかの残渣（ざんさ）を利用した形で、それにぬかとか発酵菌とかそういう分野をですね混ぜた中で切り替えしを行いまして作る分野でありますので、そのほかでやっている堆肥（たいひ）場とはですね若干違いますけれども、園芸農家3戸ぐらいの実証の基にですね今後これを推奨してですね、施設園芸等の堆肥（たいひ）としてですね利用して推進していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

環境保全型の農業、いわゆる土地改良についてはですね、窪川の例を見たら一番分かる。個人でね、牛のふんとかそういうものをですね、堆肥（たいひ）場をこさえて事業をしようところもございますし、松葉川の奥でもいわゆる組合のような形でやってます。何社もおるがよね。そのへんの、まあ土地が広うて、自分は土地を持ってるから割とその事業がしよい。

ところが佐賀はね、先ほど申し上げたように、土地が狭うて山が高い、水がえらい、なかなか厳しいんです、厳しい。もう大丈夫じゃろかと思うところも、この間ある区長がですね、濁りが来よう、雨降りにも仕事をしよう、議員のおんしゃあなんちゃんらんじゃないか、いうてしかられた。雨がやんだら濁らんならあやとは言いたけんどね、これ雨のせいやと。そんなこたない、おら見に行ちよったと言う。いや、おらも行ちよったがいうて話しましたが。そういうね、なかなか厳しいところございますが、これは早急に取り組んでもらいたい。

3点目に移ります。

3点目はですね、佐賀中学校の内装は環境に配慮されておりますかということで、教育長に伺いたいがです。

最近ですね、問題になっておるのは建物の内装、いわゆる新建材を使った場合にですね、さまざまな塗料、または新建材はですね、いわゆるこの塗料を溶かすシンナー以外にまだいろいろなものを使ってああいいうふうに、若い間伐材を何年も使えるということで作っているそうですが、しかし、雨には非常に弱いぜよと。雨に打たしたら許容年数の3分の1とかね、そら分からね。とにかくぬらしなやという、そんな話でした。しかし、その接着剤はどんなもんを使いよらやと、シンナー以外に何やと言うたら、なかなか言わざったがよね、発表しなかった、企業秘密で。

それが最近ですね、子どものいわゆる健康被害等々が出まして大きな問題になってまいりました。この点についてね今まで聞いたことがないから、本来まあ学校施設を造る場合はですね、教育長ね、まあ7億ね超すか超さんかばあの大きな事業でしょう。やっぱりね、この細やかなね、議員に対する説明をしちよった方が、い

ろいろ皆、最近こういうことに敏感でね、聞いてこられたときに困る。また、これの専門家に聞き行かないかん。わしゃ聞き行たぜ、やりようとこ県内何カ所か。たまらん。特に山奥は多い。そのこと考えたらね、それと同時に、行たち教えてくれん、なかなか教えん、教えてくれん。その社長が、知人がおってね聞いたら、おまえに教えたらろくなことないきいかん。それは当然でしょう。

その点はどのような対応をしての、いわゆる建築に向けて判断をしたのか、されたのか、しなかったのか。また、しなかったら今からでも遅くございませんので、対応できればね、やっぱり対応してもらいたいが、その点をお聞きます。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

西村議員の、佐賀中学校の内装は環境に配慮しているか、についての質問にお答えします。

まず健康被害についてですが、建築物の内装材、塗料等に含まれる揮発性有機化合物による室内空気汚染が原因で健康被害を起こすことがあります。このため佐賀中学校改築工事では、設計書の特記仕様書で室内空気汚染対策として揮発性有機化合物の使用制限を行い、木工事用接着剤、塗装材料等の成分指定や内装材の基準を指定して、健康被害を起こすものは使わないようにしております。

また、工事中には、施工管理の委託業者により施工管理は行うことはもとより、工事完了後においても高知県の建築主事による完了検査でこのことも確認を行います。

また、質問の中にありました、雨にぬれると弱いということなんですけれど、木材については屋内部分で使うようにしておりますので、雨にぬれることはほとんどないと考えております。

従いまして、室内空気汚染による健康被害への対策はできておると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

もう時間がございませんので、簡単にもう一度質問を致しますが。

水の、まあ屋内やき、水を掛かるこたない。こらまあ船やないきね、事実そうよ。しかしね、湿度の高いがはね国内でも何番目かに入っちゃうがよね、高知県はね。非常に湿度高い。特に佐賀はね、大方と違くて三重県の尾鷲みたいなのこじゃ、ちょうど向きが。ほんでね、低気圧がこの沖通っても、いわゆる西を通ってもね、雨もえらい。やっぱりそういうことで佐賀の人の口が、まあ悪いとは言わんけど声がふとうなったのかなあと思うのですが。尾鷲でね、私はほとんど1年おったことある。雨はしとしと降らん、大方みたいに。バケツでうつしたような雨に風が伴う。地形がまったく一緒なんです。だからね、ちょっとその口もね、声が高い、声が高い。それとブレーキをかけんね、あこも一緒。

だからね、地域によって非常にね、多少、いわゆるその材料が高うなっても、いわゆる子どもの健康と耐久力。田舎やき少々のもんでかまんじゃなしに、これは適用のいわゆる上限の材料を使うてもらうとかね、そういう考えありませんか。今の範囲で上等と。ほな何年持つがです。絶対はがれんいうふうなこの材料はね、今から10年、15年しても絶対はがれんとかね、色も石も変わらんとかね、そんなもんじゃないと思いますよ。

ほんで今なるだけ、佐賀やき錢使えとは言いませんが、子どものためには、まず健康な子どもにするためにはね、こら財布のひもはね開けないかん。

もう一度答弁をお願い致します。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

ご質問のありました分の内装材とかについてでございますが。内装材の基準には建築基準法というか、国の方で指定してる基準の中に、星が1つのランクからですね星の4つのランクまで、それぞれ使用してよいものとかのランクがありますが、これについては内装材ではこうした四つ星が最高になっておりますけれど、そういうものを指定しております。

また、水ブレ等とかですね、いろんな変質とかということなんですけれど。まあ確かに言われるように何十年か過ぎればですね、木材を使っておる場合でも色落ちとか、色の変化はあるわけなんですけれど、それによってですね、まあ内装で使っておりますので、特に使用に対して不都合が生じるようなことはないと考えております。

木材の使用については県内産木材をですね使用することを設計書の特記仕様には、原則として県内産材ということで指定しております。これは木材の使用が主に柱とかいう構造材じゃなくてですね、内装の、例えば廊下と教室の間仕切りの柱や腰壁等とか、そういうような所の使用としておりますので、事例をあまり指定したくてもですね十分使用に耐えられるというふうに考えております。

それでご理解をお願いしたいと思います。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

あのね、ご理解ができませんよ。

やっぱりね、こういう施設はね、耐久、いわゆる造ってからの、せめてその木材の木目とかね、その木の温かみでね、やはり子どもの成長が違ってくる。そのことを考えたらね、内装には少々高うてもね、高知県産のね。高知県は一番ある木はご存じでしょう。ケヤキなんですよね。良質のケヤキがある。今ね、なかなかその建築が少ないということで、ケヤキのね使用量が少ないわけよ。だからね、こういうときに、こりゃ見事なもんじゃのうと、そういうケヤキ類をね、もうここまでで7億ばあ使うてきたらね、5,000万やそこら高うなってもね、どうってことない。こまい銭は気になるけど、ふとい銭は気にならんもんじゃ、計画さえ立てたら。

ほんでね、何とかね、ケヤキ類をその施工者にね、使うてくれと。金はなんぼ要っても言わんぜよというばあにね、いてね。やはりこの公共施設というもんは、できたらええというもんじゃございませんで、ケヤキ類を使う、何パーセントを使うか、一切その使う木、使うてるところはないか。または50年か70年以上のヒノキの芯よね、それからスギの芯は何パーセントばあ使うようになつてますか。やはりね、設計はそこまでせないかん。山は木が売れんで困っちゃうに。家、建たんき。今こそ使わないかん。

そういう木材を使う気があるかどうか、もう1回答弁してください。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

西村議員のですね質問にお答えを致します。

佐賀中学校の建築につきましては、先ほど次長の方が答弁を致しましたように、環境面、安全性に配慮してですね、なおかつ経済性、そういった面もですね十分考慮をした上で設計を致しております。まあ県内産の木材もですね可能な限り使用をいうことにしております。ただ、ケヤキについてはですね、現在のところ使用を

するという予定はございません。

そういったことで、安全性、それから経済性を考慮した設計というふうに自分は理解しております。そのあたりをご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

何回でもかまんがかね。

（議長から「何回でも構いません。あと 11 分だけです」との発言あり）

上等よ。

経済性でね考えて子どもは育てるもんじゃないぜ、ない。

二宮町行たらね、二宮金次郎がね、財産を全部打ち込んでね塾をつくっちゃうがよの。めっそええ家やない。残しちょう。それへはね、やはりね、静岡と神奈川県の境やけんどね、二宮町は。ほんでね、やっぱりね、ずっと残るね材料を使うちょうわけよ。ほんでね、その木の温もりによってね、子どものいわゆるね、けがとか、そういう事故が起こらない。そういうデータが出ちょうがですからね。

現在、ご承知のとおり、年間、柔道を習いよう子どもは 4 人は平均死によらね、もう今年 4 人死んじょう。ほんでね、学校での事故でね 120 人ばあ死んじょうね、子どもが。そのことを考えるとね、その木材も含めて学校内の環境、これがね非常に、いわゆる今言われだした。ほんで、これからせつかく造るがやから、まあ何とか経済的なもんを、そら当然それはあります。それは当然でしょう。

これはえらいもんを使いよったら、また逆の話も出るかと思いますが、子どもへの投資です。将来この国を背負う、町を背負うていく青少年、子どもでございますので、投資にね糸目をつけたらいかん。先進国で日本だけでしょ、びりは。こんなアジアの国でも負けちょうがぜ、どんぶりぜよ、教育使いようがは。そのこと考えたらええとは言えん、議員たる者は。執行部はそらね、財布のひももなにしちょうきね、まあ先に町長に質問したのですが、当然なんです。しかし、その中でね、大事などこへは金は使うて、子どもの成長にいわゆる託していく。必ずもんでくるがですから。

まあそういう考えはね、もう 1 回答弁してください。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

あくまでも公共工事ということでございます。そういった意味です、まあ財源等を考慮してです、限られた財源の中でできるだけ良い学校をとということで、設計、それから施工に当たるということに努めております。そのことをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

（西村策雄議員から「以上で質問を終わります」との発言あり）

議長（小永正裕君）

これで西村策雄君の一般質問を終わります。

この際、10 時 40 分まで休憩致します。

休 憩 10 時 21 分

再 開 10 時 40 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、矢野昭三君。

7 番（矢野昭三君）

ちょっと弱っちよりますね。ちょっとくたびれちゃうね。

それでは質問させていただきます。まあちょっと笑いとうなるような質問かも知れませんが、ひとつご容赦をお願いします。

1 番目の町長の姿勢の中の 1 番ですね。

西暦 724 年ですか、土佐を流遠の地を定めると、こういうのを書いたものがございますね。これは本当にそうかどうかは私は知りませんが、まあそういうふうなことを書いたものがございます。そして 1,300 年ぐらいたった今も、やはり黒潮町は今も流遠の地というように、私は常々思うわけでございます。これをいかに脱却を図りますかと。ひとつの方策ですね。すべてじゃないですけど、方策としてこの 8 の字ルートというがございしますが、これは国税、県税、町税でもございます。言われだして久しい中にありながらですね、最近は今町内においてもそういうことが声として、どこからも聞こえてこない状況にあります。そういうものを早くですね作って、こういう現在の落ち込んだ状態を早く解決し、若者が働くですね場を確保せないといかん。これはもう合併する前から、雇用の確保ということは町民が訴えてきよりましたので、本来であればこの予算の編成方針の中で聞くべきところではございますが、あえて 1 番目に持ってきたわけでございます。

道だけ造ってもいけませんね。ストロー効果によってですね、今よりまだ悪くなりますね、道だけでは。だからこの四国地方整備局、こういうものを誘致してですね、難しいことは分かっちゃうがですよ、声を出すことが大事なんですよ、行く行かんにかかわらず。そういうところの国の機関であれば、それを取り巻くいろんな民間会社など働く場が自然と移動してきますので、この B パイ C、そういうものもひとり効果が挙がるわけですね。1,300 年余りですね、この見捨てられたような状態の中で、あれをせえこれをせえとか、経済効果が挙がらんとか言われてもですね、これはやりようがないわけですね。まあ東京が外国なんですよ、ここから東京行くと。日本の中にあって、東京なんか外国なんですあれ。はっきり言って。だけど、開府以来 400 年、あこへ集中投資をしようわけですね。人、物、金。だから、あそこが栄える。

こないだも都知事がテレビで言ってましたよ。知事の中でもね、東京の知事は違うんだと。首相に次ぐ地位だと。こういうのはっきりね、あのフジテレビでしたかね、やりましたよ。その知事がね、我々が東京へ出張したらね、ホテルを使ったらホテル税を、利用税を取る。なんかこの田舎ばかりわやにされたような話ですね、私としてはどうしても納得がいかない。

私も、昔のですねものをちょっと見たんですけど、この遠流の地というのは大方町史にもはっきり載っておるおるもので、だから私も遠慮なく使ってるわけですよ。高知県も遠流の地と。その大和朝廷はですね、佐渡、隠岐、日立、阿波、伊豆、土佐、このように遠流の地を指定したというように記述されておりますが、これはずうっと現代までですね、実は今の刑法というのは明治 40 年に施行、交付されておりますが、旧刑法の中でも流刑の制度がはあったんですね。まあ、その制度が実際施行されたかどうかというところは私には分かりませんが。この 40 年前までこの地がですね、明治 40 年、だから今大体 100 年位前までは、これ遠流の地そのものだったわけですね、それまでに廃止をしないとかがない限り。

それでですね、それをいかに払拭（ふっしょく）するかということながですけど。この前の資料を見よりましたら、四国地区会長会でも、この四国 8 の字ネットワーク、ミッシングリンク解消と、こういうようなタイ

トルで出てございますが。ミッシングリンクいうて何か思うて見よったら、これは未連結区間という、そういうことを書いております。これは先の国会の中でも、四国のどこか知らんけど、出た方の国会議員がこれの解消を訴えておりましたが。

そういうようなことで、何かやっていかないと通常の国、県、町と流れてくる予算、制度の中で、そのとおりですよということでやっておると、いつまでたってもこの地域は立ち上がれない。早い話が、愛媛県側はもう既に津島まで来ておるんですね。津島のあの風呂屋の前まで来ちゃう。それが供用になっておるんですね。こちらがうろうろしようまでに、そんなことになっちゃうがです。多分、宿毛の方が今、飛行機に乗りたい思うたら、松山へほとんど行ってると思いますよ、これは。向こうが早い、飛行場行くのに。だから、ここが一番落ち込んだ地域になってしまったんですよ、今現在。これを何とか、私たちがここに今生きておるうちに何とかしないと、後に続く若い方たちに対して申し訳ない、そんなふうに考えるわけです。若者は、今まで大人は何をしようがかと。若者が住める状態ではないじゃないかと。こういうようなお話を若い人からいただくわけですが。まあ、こちらなりには頑張ってやったつもりでやっても、結果として人が住めない状況にある。去年、21年やったかの業務報告を見たときでもですね、出生が大変少ないし、死亡が大変多い。人口も大変な勢いで減っていつておると。こまが回っておる状態のときはいいんだか、こまの芯棒がそのうちになくなってくると。これは大変なことだなというように考えております。

そこで、先ほどのところへ返るんですが、町長、この前にですね、竹本の整備局長さんがこちらへお見えになったという町長の報告をいただいておりますが、そういうのはどういう目的で来られたのか。中身は私には分からないんだが、やはりそういうときに、ひとつ声を出していくということが大事じゃないかな。ただ単に、町内で今やっておる片坂バイパスがどうかというだけの話でなくですね、この四国8の字を早くやってくれと。そのためにはね、局がここへ来るのが一番早い。黙っちゃったひとりできる、局が来たら。高知県に局と名が付くものがあるのはね、前の営林局だけ。それ以外ないがですよ。だからね今もっと強く要望してもね、別に不都合はないと思うんですね、我々が置かれた立場を考えたら。当然、町長一人の力でいうてもそれは難しい話で、幡多が1つになって、あるいは高知県が1つになってそれをやるのが、私は地域が浮上できるひとつの方策やないかなと。それは大変難しいですよ。

ちょっと話変わりますけどね、昭和54年に三全総、このときに高知県西南地域、須崎以西と岩手県両磐地域、あの平泉辺りなんです。ここが課題地域として指定された。何が課題かいうたら、所得水準が低い。そのとき高知県は、この辺は高知県がその全国平均の8割で西南地域、この辺がそのまた9割であった。大変低い数字でありました。ほんで、岩手県のその両磐地域も低かった。そのときに、じゃあ高知県の県民一人当たりの所得はどれだけ低かったかというたら、38位ぐらいでしたね。ところが、今どうですか。38位という付近には岩手県の両磐地域が、岩手県がすごい上がっていったんですよ。高知県は、じゃあ下から数えて2番目と、そういうような状況になってきました。だからね、そういう事実が目の前に表れておるんですね。だから、なんぼ自分らがここがええここがええいうて言ったところで、若い人はここに住める状態じゃない状態の中で、ここがええここがええっても、あまり意味がない状態に追い込まれてきた。跡を継ぐ若者がおらんって来たということなんですよ。

これはそういうことで、一番言いたかったがはそういうことなんです。ぜひですね町長、これ難しいんですよ、はっきりいうて大変難しい。だけど、私は機会あるごとにそういうことを訴えていかないと、町長がどういう方向へ目指してこの町を進んでいくのか。そこをですね、私は町長の決意というものをはっきり伺いたい。その予算編成をするその前の問題としてですね、この現状をいかに打破するのか。それをですね、まずお聞きしたいと思ひまして。

1 回目を終わります。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、矢野議員の質問にお答え致します。

まずは通告書に基づきまして、答弁させていただきます。

地理的ハンデをいかに克服するかということでございますが、ご承知のとおり現在、片坂バイパスが進められているところでございます。議員には関係地区の区長として度々説明会開催にご協力をいただき、感謝するところでございます。一日も早い完成に向け、これまで同様強く訴えてまいります。

また、懸案となっております拳ノ川佐賀間でございますが、この区間につきましては片坂バイパスとは異なり、高規格幹線道路という取り扱いでございます。これまで国内1万4,000キロの高速道路整備を審議しておりました国幹審が政権交代により廃止され、これからは社整審で審議されるということでございますが、現段階において関連法案も整備されておられませんし、協議をされた形跡もございません。また、新規事業着手となるためには年明け1月の外部評価委員会に挙がる必要があるわけでございますが、これにつきましても、政府予算案の中の道路予算総額がどのレベルで確保されるかに大きく左右されるところでございます。

そういった状況の下、現段階におきましては具体的な数値が示されておらず、23年度事業着手が非常に不透明な状況でございますが、尾崎知事も県の重要課題として強く要望をいただいておりますので、これまで以上に連携を図りながら、一日も早い事業着手に向け強く訴えてまいります。

また、移転対象となります住民の方には、先般説明会をさせていただきました折に経過報告をするようになっておりますので、その報告をさせていただきたいと思っております。

働く場の確保のために四国整備局の誘致をということでございますが、正直申し上げますと、四国整備局の誘致につきましては考えたことがございませんでした。雇用の場の確保につきましては、企業誘致が即効性が高いことは議員と同様の認識でございます。これからも当然視野に入れていかなければならないと、そのように認識しております。もし有力な情報がございましたらぜひ教えていただきたいと、そのように考えております。

それから、質問にございました整備局長の来町の経緯報告でございますが、佐賀庁舎へ二度、大方庁舎へ一度おいでいただきました。その際には、佐賀庁舎へおいでいただいた際には、議長が留守のため副議長と産建委員長にお世話になりながら、町の実情を訴えたところでございます。

また、整備局の誘致について関連でございますが。去る臨時議会で皆さんに可決いただきました統廃合の廃止に反対する意見書でございます。6月22日に閣議決定されました地域主権戦略大綱におきまして、国の出先機関が原則廃止ということが掲げられております。今後、整備局の動向がどのようなのかまだまだ不透明な状況でございますので、情報収集に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

まあ、次のいきます。2 番へいきます。

平成23年度予算編成方針は公約実現へ向けて、主権者の期待に応えるものですか。これはですね、町長は来年度が町長が編成する予算ということになりますので、私もは一応高知新聞に載っております質問ですね、

これが公約ということになろうかと思うんですが。それ以外のことであるかも分かりませんが、まあ一応、これを見るときにですねどのような手法、予算でもって、その実現しようとしておるのか。

一次産業が町の基幹、大事な部分であるというのが私どもも常々訴えておりますし、町長もそのように既に理解をしていただいておりますということは考えておるんですが、そこから先、じゃあ具体的にどうしていくのか。それからもう1つは、町長もこれは気が付いちゃったんですね、新聞の中で旧両町の文化や歴史を継承しながら。町民の心が1つになると、こういうようなくだりもございますが。

残念ながら、先の私の一般質問のときにおいては、町民史とか町の歴史を、もう概要だけでもいいからということをお願いしたけど、ちょっと前向きなお話ではなかったなあというように考えておりますが。やはり、教育委員会で作るとかというような考えでなしにですね、町長のひとつの考え方、公約の中の1つとしての概要でいいから、まずそこを歴史がどうなんだという部分を私は示していただきたいわけでございます。

一字一句、文言がどうか、句読点がどうか、そういうことをお尋ねしゅうわけではございませんので、ぜひですね、私どもが知らないことがたくさんございますので、現在あるものの中から必要と思うところだけで結構ですので、そういうものはやっぱり抽出しながら、広報の中へでも載せていただくとかいう方法もあるかと思っておりますので、その点も踏まえてですね、答弁をいただきたいと思っております。

議長（小永正裕君）

町長。

自席で。

町長（大西勝也君）

お答えします。

予算編成方針につきましてですが、重点項目として4点挙げさせていただきました。1点目は産業振興による就業機会と雇用の創出、2点目は高齢者福祉の充実、3点目は町づくり事業およびインフラ整備、4点目は基礎学力の向上など、教育の充実でございます。また、昨年度の予算編成方針で示されております事業内容の確認の上に更に事業等の取捨選択に当たって、4点掲げさせていただきました。1点目は将来への投資となっているか、2点目は住民ニーズがあるか、3点目は緊急性および補助の有無等タイミングは最適か、4点目は業務が適正に執行できるかでございます。特に4点目につきましては、これまでも繰り返し申し上げておりますように業務ボリュームが非常に大きいということがございまして、かなりの事業ボリュームや協議の経過および計画性について言及したものでございます。また、このほかに口頭ではございますが事業整備のために、事業効果の薄い事業の抽出を指示しております。

現在、町が抱えております大型事業の適切な消化と、実効性の高い産業振興施策、住民ニーズの高い高齢者福祉の充実と、将来への投資となる教育の充実は欠かすことができないものと認識しております。やらなければならないことをしっかりとやっていく、まずはここに重点を置きたいと、そのように考えております。

歴史の編纂についてでございますが。先般の議会で申し上げたところから後に協議をなしておりませんので、前回の議会答弁と同様でございます。

また、広報の活用等のご意見をいただきました。活用ができるかどうかは少し検討させていただきたいと、そのように考えております。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

それではですね、その予算の方針というのは、重点的にやる4項目というのは分かりましたので、あとは次

の3月議会に具体的にどういう予算要求がなされておるのかということを見らして、期待を持っておりますので、よろしくお願い致します。

それからですね、その次、3番目の平成23年度福祉計画は介護施設整備をどのように進めますかという。これは、先ほどの先輩議員の質問の中でも地域福祉計画というものを考えておるといようなお話でしたけれども。その中が現段階では言えないかなあ、言えるかよう分からんですけど。とにかく、黒潮町にとって介護施設が必要であると、私は考えております。それは町民のいろんな方のお話を聞く中でそう思ったわけですが。

具体的に地域の福祉計画とこれとがイコールになるかどうか分からないですが、介護施設整備、どこまで進めるのか。先々月やったかな、県のチーフと話したときにはやっぱり福祉計画、旧学校、保育所など活用についてお聞きしましたが、そういったことをやるやらんは、要は町の姿勢ですよというお話があったわけです。そのへんを含めて指示をされておるのか、方針を示されておるのかどうか。

事はですね、大変町民の方が行き詰まった状態の中におります。現在はおります、多くの方が。だから、早くそのめどを立てていただきたいというところから質問をするわけです。

以上です。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

矢野議員の地域福祉計画についてのご質問にお答え致します。

平成23年度に策定予定の地域福祉計画については、地域福祉の取り巻く状況が変化しておる中で地域の福祉課題、また社会資源を共有して、住民参加を得ながら総合計画として策定するものです。

地域における福祉サービスの適切な利用促進にかんすること、社会福祉を目的とする事業の健全な発達にかんする事項、また福祉活動への住民参加にかんする事項を一体的に定めることになっております。

この計画では、社会福祉を推進するために地域住民の意向把握や社会福祉事業者、社会福祉協議会など関係機関の協力支援をいただいて、計画づくりをしていきます。また、この地域福祉計画に併せて、事業計画実践のために活動計画も同時に策定する予定となっております。

介護施設の整備というご質問でございますが。先ほど申しましたように地域福祉計画では安全、安心な暮らしやすい地域づくりのためにその方針、また体制整備を行うという目的で計画づくりを行うものです。

議員ご質問の介護施設の整備については、介護保険の事業において検討することとなります。先の議会でもお答えしたように3年ごとに事業内容の検証を行って、今後想定されるサービスの事業量や施設整備の計画を示して、必要な財源を図りながら事業運営を行っていくものでありまして、第5次の計画が平成23年度に策定することになっておりますので、この計画の中で施設の整備の方針を決めることになります。

議員が言われる入所施設が不足ということでございますけど。現在ではですね、休所施設の活用等は当然検討していく必要があります。それは介護保険等は直接は関係しませんが、地域で見守りができるような施設整備、そういうことは福祉サイドで検討していく必要があろうかと思えます。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

その計画を23年度というお話でしたが、23年度に計画は全部終わり、24年に、建設が必要なものであれば24年に実施するというお考えですか。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

計画の期間ですけど、計画期間は基本的には23年度に計画をしたいと考えておりますが、その内容によってもですね、若干次の年度にずれ込む可能性もあります。

基本としては、1年間で計画を練りたいという考えを持っております。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

その過程、今のはね、23年度の計画というのはええんですよ。

で、その計画に基づいて必要なものは翌年に、例えば介護施設であれば、あくる年に事業をするというお考えですか。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

介護施設の計画についてはですね、介護保険の事業認可を受けるのはそれぞれの事業体でありますので、24年度以降3年間について、どれだけの整備の必要があるかというのが町の計画で示されます。

ですので翌年度になるのか、25年度になるのか、そのあたりはですねこの段階では分かりません。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

その次の4番ですが、平成21年度繰越事業、平成22年度事業の進ちよく状況とですね、それから先の国会が補正可決しておりますが、黒潮町にどれだけの予算配分があるのかは承知しておりませんが、何らかの影響があったものと考えております。

この町としてですね、その繰越事業が全部、21年度分は全部済ませることが可能なのか。それから22年度分の進ちよくがどの程度なのか。

補正を含めてですね、まあこれは全部よう済ますやろうかなということも考えながら質問しておりますので、よろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

矢野議員の4番目につきましてお答えさせていただきます。

まず平成21年度の繰越事業の進ちよく状況でございますが、平成21年度から22年度への繰り越した予算総額は10億4,862万8,000円となっております。そのうち今年の11月末現在までに契約した金額が7億8,621万1,000円ございまして、契約率は約75パーセントとなっております。未契約額が2億6,200万にがし残って、25パーセント程度残りますが、この大きな予算の消防署移転用地がですね、ほぼめどが立ちましたし、他の事業も現在発注に向けて鋭意努力しておりますので、平成21年度の繰越事業につきましては、年度末までにはすべて消化できる見込みであります。

次に、平成22年度の進ちよく状況でございますが、一般会計、給与特別会計のベースの執行率は約32億4,100

万円となっております、率に致しますと 34.78 パーセントとなっております。また、給与特会を除く一般会計の執行額は約 22 億 5,800 万円となり、執行率は 23.27 パーセントとなっております。この率だけを見ますと低いように思われるかもしれませんが、昨年度の執行率も 22.94 パーセントでございますので、ほぼ順調に執行できていると思っておりますのでございます。

この執行率の低い理由にはもう 1 つございまして、大きな事業を行う場合にはですね、事業の進捗がよくが大体完成がですね 2 月ないし 3 月ということになっておりますので、事業が完成した後ですね支払いになるということで、若干そういった部分が執行率の低さになっておるというところですが、ほぼ順調にいったおるといっております。

なお、この普通建設事業を見ますと、36 億 5,800 万の予算に対して 26 億 2,900 万の契約額となっており、契約率は 72 パーセントとなっております。今年度も大型事業で予算となっておりまして、事務量大変多くなっており、職員の皆さまには大変負担を掛けておるところでございまして、今、矢野議員が申しますようにご心配していただいておりますけれども、職員の皆さんもですね一生懸命頑張っていただいております。おかげで事務執行もですね順調に進んでおり、感謝をしているところでございます。

次に、国の補正予算に対する町の取り組みでございますが。この補正予算で本町に交付されるのは、県の通知では地域活性化交付金として、きめ細かな交付金が 1 億 5,451 万円、住民生活に光をそそぐ交付金が 2,116 万 9,000 円、さらに普通交付税への追加分が 8,281 万 7,000 円となっております。これらを合計しますと 2 億 5,743 万 7,000 円が今回の国の補正で交付されることになっております。

そこでこの対応、取り組みでございますけれども。今議会の冒頭、町長の提案説明にもありましたが、この 12 月補正へですね、田野浦消防団の消防ポンプ車の購入とか、佐賀小学校屋内運動場の天井張りの舗装とかです。三浦小学校、佐賀中学校の耐力度調査、また避難道の整備、福祉センターの耐震診断等々に 6,672 万 1,000 円を計上しております。

また残額につきましては、本町の経済対策や住民の暮らしを守ることを基本に、国の経済対策へ呼应し、道路など社会資本整備や農業、漁業など一次産業への支援、さらには雇用対策など、平成 23 年度の施策、事業等を前倒しで 3 月補正に計上する考えでございます。

また、普通交付税の追加分につきましては、健全財政を堅持するために基金繰入金等で最終調整をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

それでは 5 番目ですね。

歴史ある村、区長をいかに位置付けしていますか。これはですね、区長からいろいろと問い合わせすると、なかなか守秘義務とかいうことがあってですね、教えてもらいにくいことがある。町からはさまざまな調査や問い合わせがある。なんかこう矛盾を感じながら、まあ区長は皆考えながらいろいろと事務をしていると思うんですが。

この、ちょっと私も区長いうもうものの存在が気に、前々からなっておったものでちょっとこう調べてみたらね、まあ江戸時代には、佐賀の方は大体が各村々にお宮があり、江戸時代からあったもんかどうかわからないけれども、まあそれぞれの村には大体庄屋、あるいは名主といった職の方がいたようでございます。

それがですね明治 4 年になりますと戸籍法ができてね、そのときに戸長いう制、戸長というのはどうも

何か思いよったら、戸籍を編纂するための責任者としてその戸長という名前にしたようですが。それらも大体において、その地域にある村々の長が務めていたんじゃないかなと。それから明治11年にはですね、こらまた郡区町村編制法という法ができて、その中でも郡長、区長、戸長を配置と。これは、そこにおける住民らの選挙によって、その戸長なら戸長というものが決められておったようです。私が見たその村の資料も、ずっと選挙によって責任者を決めておりますが。明治政府ができてまだ時間がたってない関係でさまざまな混乱もあったようでして、徹底した制度運用がなされておったかとなると、それはいささか疑問があるということを書いたものもございます。

それで、さらに明治13年にはですね、ここにも区町村会法、これが制定されてですね、そこでもやはり戸長とかいうようなものも、その中でも位置付けされております。それから、明治21年には市制町村制制定と。この中でも町村にあっては長を村長とし、とあるんですが、この村というのは当時、旧佐賀町においてはこの制度の下で佐賀谷が1つの佐賀村として発足しております。それまでは1つの村々、部落部落が1つの村としてあり、その村には当然村長なり、戸長なりがおったと。あるいは区長がおったということです。

で、今度ですね、その次にですね、今度明治29年ですかね、今の民法が制定されたのは。その中には区長いうものは出てきませんけれども慣習法があり、慣習はですね法と見なすということになっておりまして、明治31年にも法令という法ができて、その中でもやはり、慣習は法ということを認められておりますね。

それから昭和18年になりますとね、これ町村制が改正されておりまして、このときはね、まあいうたら戦時体制に組み込まれたんですよ、集落とか区長とかいうものは全部。町村長は町村会において選挙し、府、県知事にか、市町村長に市町村内の団体などに対する指示権付与と。それから町内会、部落内を市町村長の支配下に置くものとして法文上明定と、こういうことになっておりますね。

ところが昭和20年でしたかね、21年、敗戦と同時にですね、これ団体解散令が出てですね、そのときは区長いう名前はなくなりましてね、実際はあったんですけど、駐在員という名前ですね、村の資料から見よったら。駐在員という字が出てくるのは2、3年ですね。後また区長の名前に変わっちゃいます。

で、平成18年にもですね法令が全面改正になって、法の適用に関する通則法という法律ができて、その中でもやはり慣習は法と見なすと、こういうことになっております。

そういうところがまあ私が、人が書いたものを読んだだけの話ですので、どこまでが本当かどうか分からんけれどもそういう状況にあって、大変この職についてはですねいろいろな苦勞をしてきちょうと、今日まで。いう状況にあらうかと思います。

そこでですね、この行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律とかですね、個人情報の保護に関する法律とかいうのを見てもですね、これ書いちょうことは分かるんですよ。それから黒潮町の条例見てもね、書いちょうことは分かるんです。原則はこうなんだと。原則は、個人の秘密を守るんだと。守られなければならないんだと。これは当たり前な話で、法律上は常識の話なんですよ。

で、中に例外があるんですよ、例外。何のための例外かいうたら、それは例外をすることによって本人に益があること。益があると認める場合はその限りでない。一番困るがはですね、行政機関からですね区長にですね、いろんな問い合わせがあるんですよ。中身は、人の名前とか年齢とかですね。何のためかいよいよたら、ちょっと困ったところが分かるんで、そこはちょっと今は控えるけど。どうも役場の方は守秘義務とかいうことだけで、そこで止まってしまうようです。今言ったように、それがじゃあ町民にとって益があるかないかまで話をした上で、これは駄目なんだという話をしちよったらええけど、どうもただ単に秘密を出す、だから教えるわけにはいかない、というようなことがあるようですね。確かに、言ってることは分かるんですね。原則は秘密なんだ。だけどそれが、行政機関なんですよ、区長に言うてくるのは。他人が言うてくるがやない、教

えてくれいうて。それはもう駄目だと。同じ行政機関からですね、そういう話があるんです。ここがねえ、理解できない。区長は間へ立って右往左往せないかん。

で、こっから先、私はひとつの町のこの町益ということを考えたら、行政機関が行政機関に対して、これは教えてほしいよというようなことはですね、教えるべきやないかなと。特にこれが福祉の問題らへ入ってきたらね、何ともならんがですよ。私のところへもね、名簿を頂いてますよ。だけど誰にも見れない。それで、じゃあ実際に弱者といわれる方が万が一何かあったときに誰も知らないし、書面上の話ですよ、知らないというのは。小さな部落ならね、どこで誰が何をしゅうか全部分かつちょうがです、そういう文書があるなしにかかわらず。全部分かってますけど、大変その重要なものだということでお話をいただいておりますので誰にも見せてないし、私もまず見ることはない。区長の立場からしても、見なくても分かちゅう。

そういうことで、そんな大事なもんは区長の方へは時によったら来る、ある仕事によったら来るいう状態の中でですね、ここらあたりはもうちょっとこう全体の町益考えて運用していくべきやないかなと、こんなふうと思うわけですが。ちょっと、ほかにもいろいろとお困りの区長さんがおいでますので、ちょっと質問してみました。

答弁をお願いします。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それではお答えしたいと思います。

私たちも知らない歴史まで教えていただいて、どうもありがとうございます。それでは、区長さんの位置付けという問題ですが、大変微妙な問題であります。

現在、私たちは地方自治法に基づいて自治ということになるわけですが、古くはですね、今、矢野議員から質問があったようなこともですね、自治法の解釈の中にはあったようでございます。大変微妙な問題ですが、現在の町の考えと致しましてはですね、地方公務員法に基づく特別職の地方公務員ということでは見なしておりません。区長さんはですね、各地区の代表者として町行政のお世話をする資料の配布や住民の皆さんの要望の取りまとめなど、大変多くの対応をしていただいておりますけれども、基本的に辞令交付を行った特別職ということにはなっておりませんので、町の今の考え方と致しましては、地域住民の代表者としての位置付けというふうな考えを持っております。

次に、区長さんから問い合わせがあった場合にですね、守秘義務を使い、また町から調査などの場合にはいかがなものかというようなご質問がありました。これも、質問にも相当考えた質問をしていただきましたので、事情はお分りと思いますけれども、なかなか明確なものがないというのが現実でございます。

基本的には、質問の中にもありましたように黒潮町の情報公開条例、また個人情報の保護条例、これに基づきましてですね、適正に対応する以外ないというふうに考えております。従いまして、個々の事情につきましてはその時々に対応ということにならざるを得ないというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

まあ、苦しい話いうがは分かっておるんですが、実はその行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律というのがはあるわけですね。ここらでですね、じゃあ利用及び提供の制限という部分があるんですよ、ご承

知のように。で、この中にですね、行政機関の中の情報にまで見せれないのかという部分についてはですね、どうも私はそれは理解できない。町益があるという判断ができた場合ですよ、ただし。何でもかんでもやない、原則はいかんがですよ、さっきから言いようように。それは分かっちゃう。ただ、行政機関からの問い合わせについてまで、行政機関が行政機関へ問い合わせすることについてまで拒否するというようなことは、結局そのことが区長の方へ来るんですよ。区長の方へ来る。それは困るわけ。

だから、そこらへんはよ十分に考えた上で、配慮をいただいた上で行政をして執行をしていただかないと、何でもかんでもいかにいかなんではよね、区長はほいたら知っちゃうきなんぼでも、ほいたらぺらぺらぺらしゃべるかということにもなりかねん。区長やち、いかにことはいかんがじゃき。言うたらいかにことはいかんがじゃき。片一方で行政がいかにいうものを、長やきしゃべってかまんいうことにはならんわけで。それは常識の話やき、そこは。

だから、行政が内輪の話として処理する分について行政執行する上で知らないかんことについてはよね、やはりそこは行政の中で整理していただいて取り組んでもらわないと、全く区長いわれても権限ないんですね、言われるように。権限ない。そんで区長が困るわけよ。それが町益になるかということ。そして、そういうことを拒否していくことが町益になるのか。あるいは個人の益になるのかと、拒否することが。そこはよね、やはり今一度検討をしていただきたい。

検討していただくことができるかどうか、そこが聞きたいです。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

再質問にお答え致します。

まず、行政の中の個人情報という部分ですが、これにつきましてはですね、今の行政、役場の中ですが、役場の中につきましても各課の課長ですね、課長間でこの情報を欲しいと。それはもちろん職員同士の話ですが、情報が欲しいということになりますと、その手続きに基づきましてその対応をしております。そういうような状況で行っておりますで、ご理解願いたいと思います。

それから個人益との問題ですが、ここがですね大変難しい問題ですが、基本的にはどうしてもその個人が指定できるような個人情報につきましては、同意をどうしても求めざるを得ないというのが個人情報保護条例の基本でありますので、そのあたりをですね、厳密に言いますともうそういう解釈をしております。

それから今後の検討ですが、この条例につきましてはもう議会の皆さんもご存知のとおり町の定めた条例ですので、基本的には対応しなくてはならないというふうに考えておりますが。

区長さんが個人情報のどこまで出せるか出せないかということですが。先ほどもお答え致しましたが、仮な話ですが、検討の1つですが、町長から辞令交付ということも考えれるには考えれます。そうなりますと区長さんが特別公務員ということになりますので、守秘義務というものがまた発生してまいります。そういうことがあってですね、そのあたりを町内でもいろいろ検討してるんですけども、そういう課題があります。

従ってですね、今後とも検討はしてまいりたいというふうな思いです。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

それではね、6 番目ですね。不法投棄に対する啓発、不法投棄者の調査をしていますか。

不法投棄の場合で問題になるのは大体道、国道、県道、町道ですね目に付かん場所が多いわけですね。それで、以前からいうとだいぶ減ってきておるとは思うんですが、やはりある。しかもその道というのは、それぞれの地権者にお願ひし、道路用地として売り払いしていただいたその土地なんですがね。土地のその残った所を、道路に協力したために、人の要らないごみを持ってこられて、そこをごみ捨て場にされると。こればあおかしな話はないわけですが。そういう点について、国を挙げて環境問題にも何とかせないかんということで、さまざまな環境に対する国際会議なんかも開かれておるわけですね。

これ町としてもですね、どのように形で取り組んでいくのか。過日、私が指摘した場所については、すぐ担当課において取りあえず啓発を促す看板を設置していただきましたので、そういう分については大変気持ちがええ。感謝するわけですが。ただ、それをやっても、なかなかあちこちごみが残っていくわけです。中には大変、金属製のもので先がとんがっておれば大変なけがもなるろうし、あるいは何とも分からない薬品がそこに捨てられておる場合もあろうし。下流で生活する人はたまったもんじゃないですわね、そんなものが流れてくると。

それらを含めてですね、町はどのように指導していくのか。あるいは、そういう現場を押さえた場合どう調査し、それから先は本人が分かった場合、分からない場合があるでしょう。どのような取り組みをしてくのか、それをお尋ねします。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

それでは矢野議員の不法投棄に対する啓発、不法投棄の調査をしているのか、といったご質問にお答え致します。

一般廃棄物の処理につきましては、市町村が廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、適正な処理を行うこととされております。廃棄物の不法投棄は反社会的行為、また環境破壊につながることから、本法16条には何人もみだりに廃棄物を捨ててはならないと規定され、さらに、この規定に違反して廃棄物を捨てた者は5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科するとされ、厳しく不法投棄にかんして戒められているところでございます。

近年、この不法投棄は少なくなっているのではないかとはいえますけれども、議員言われるように依然として課題となっております。このような中、不法投棄に対する啓発および不法投棄者の調査をしている方のご質問ですが、不法投棄は違反行為であり、場合によっては重大な事故を招くこともあることから適正な処理をしていただくよう、町の広報やチラシで啓発を行っております。

また不法投棄の調査ですが、昨年度および本年度において町内の、議員言われるような県道、町道等ですね、不法投棄されそうな所をですね選んで調査を行っております。そして、投棄禁止の看板も設置しているところでございます。

不法投棄につきましては、一般廃棄物と言われたような産廃といいますか、産廃の廃棄物もございますけれども、まず個人の土地につきましてはですね投棄がされた場合につきましては、個人からですね町の方ですね、廃棄物の特定ができないかということの協力依頼があれば、町、県でですね廃棄物の内容などを調査しまして、特定できれば、明らかに投棄者が判明できればですね、撤去するように指導を致します。

それから、どうしてもできない場合にはですね、個人、公の土地もそうですけれども、個人、公の土地を含めてですね、ご自分で処分していただくということになります。

いずれにしても、不法投棄対策は未然に防止するのが重要ですので、地域住民の方々にご協力をいただ

き不法投棄の防止に当たるとともに、引き続き啓発に努めてまいりたいと思っております。

ただ、道路をですね拡張いたしますか、新設も含めてですけれども、協力をしたために結果、そこ行く末の場所にですね、ごみを捨てられて困っておるということでございますけれども。我々としては、道路をつけるにしても公益性の基につけておりまして、いわゆる善意の形のために造っていること、また公序良俗の下に事業を進めておりますので、なかなか道をつけたからごみが捨てられたということにはならないと思います。

今後ともですね、ごみの不法投棄につきましては先ほども申しましたように、地域の皆さま方にご協力を得ながら防止に努めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願い致します。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

ちょっとね、今お聞きしたんですけど、そこに道がなければわざわざそこまで重たいもんも運んでいって、ごみを捨てるような人はいないと思うんですけどね。だから、それはやはり道路周辺の協力をしてくれた人に対してですね、道路をつけるときのような熱意を持って環境対策に取り組んでもらわないとですね。それは確かに道路がそこにできることによって、その土地の付加価値は高くなりますよ。けど、それは先ほど言われたら公益と。公益のためにいう単位がそこにあるわけでした。ごみが来るやら分からんちゅうようながやったら、誰っちゃあこの道をね、これはやってくれいう人がないなるかも分からんね。だから、そこはやはり厳しく、ごみ不法投棄に対しては厳しく追及していただくいうことを、これはもうやってもらわないかんがですが。

それともう1点ね、やった者が分からない、投棄した人が分からないときはそのままというのは、これはやられ損で泣き寝入りということになりますかね。これは何かおかしいように、私思うんですけどねえ。犯人が分かららったら、善良なる町民、国民は泣き寝入りと、こういうことですかね。やはりこれは、そこは何らかの手だてを講じる必要があると思うんですがね。どんなもんが捨てちゅうか分からんがですよ。どんな危険なものが、毒物があるかも分からんがですよ。下流の町民、住民は困るんですよ、それには。

だから、やったものが分からんとやりようがないというのは、やはりほかのですね、国民を救済する法がございまして、何らかの。そういうものを運用していただくとかいうことにならないとですね、こりゃあ税金も払いようわけですからね、土地を持ちよう以上は、税金は払っておるのに、行政は何もしてくれん。それで分からんき黙っちゃいけいわれても、なかなか理屈としてはこれ通りますろうかね。

課長、どうです。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

ごみのですね、捨てられて特定できない不明な場合には、まあ泣き寝入りといいますか、非常に心情は私にも分からないわけではないわけですけども。法律上はですね、先ほど言った本法の5条の中にですね、土地または建物の占有者は、その占有または管理する土地または建物の清潔を保つように努めなければならない。6 項まであるわけですけども、そういうふうに決められておりますので、基本的にはですね、ごみについてはですね、自分の財産であり、かつ自分で管理していただきたいというのが原則でございます。

そして、次に捨てられているそのごみがですね非常に危険なもの、またそのことをですね放置しておけば第2次、第3次の被害につながるようなということであればですね、まあ例えば薬剤とかそういったことであればですね、県、保健所等ともですね協議しながらですね、その手だてにですね努めていかなければならないと思っております。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

まあ、自分の財産じゃき自分が守れ言われても、頼んで道をつけてもらったものであれば分かるけど、頼みません道をつけられて、ごみを捨てられたら自分が財産は自分で守れじゃ言われたら、ほいたら、今からはあれですね、道路のために土地を公共のように寄与するので、土地を分けてくださいいうても、ごみの責任は自分が分けた当人が、責任は自分が持てじゃ言われたら、誰っっちゃ分けてくれんならせんろうかね。それちっと心配しますね。

それと薬品類、危険な薬品ということがはっきり分かったら、近づく者はおらんがですね。何やら分からんときに事故が発生するわけですね。だから、そのへんがあるんですよ。

課長、その点についてね、もう 1 回。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

薬品だとか、いろんな危険物だとかいうことなんですけれども。そういったところにつきましては再度ですね、先ほど申しましたように保健所、またはそういった悪質いいですか、非常に反社会的な行為でございますので、警察等々もですね連携を取りながらですね、そのものですね対応を協議してですね、解決していくということに努力をしなければならないと思っております。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

7 番目ですね。

ここへ TPP と書いちょう。私の発音が大変おかしいがですけんどね、多分笑いよう人がおると思うけど、大体横文字で言うが試しにやってみたがやったけど、やっぱりいきません。環太平洋戦略的経済連携協定というように直していただきたいと思います。TPP ではございません。

環太平洋戦略的経済連携協定など、自由化に対する反対の姿勢を明確にしていますか。まあタイトルはこういってございしますが、私もすべてのことを何でもかんでも頭から反対ということできなしに、現状のままに於いて賛成することには反対である。これは円高が進んでですね、大抵一次産品、後継者が育たんですね、これ。そういう状況の中にあつてですね、まださらにこれを自由化とかいうことには、私はならないと思っております。それはあちこちの新聞なんかを見よつてもですね、大体そういうお話なんです。

町長もこの点はですね、言わずとも分かった話ですが、これはもう毅然（きぜん）としてですね、示していただきたいわけです。あいまいな話はこの際はしてほしくないと思いますので、明確な答弁をいただきたいと思ひます。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

それでは矢野議員の質問の要旨の 7 番目、環太平洋戦略的経済連携協定、これに対するですね反対の姿勢を明確にしていますかということですが。これについて私の方からお答えさせていただきます。

この件につきましてはですね、先の 11 月 29 日の臨時議会においてですね意見書が提出されまして、全員の

皆さんによりまして採決されました。最近、議員おっしゃるようになりますね、テレビや新聞等で大きく取り上げられていますので、内容等については皆さんご存じだと思いますので。

町としての姿勢についてのことですけれども、この TPP、いわゆる環太平洋戦略的経済連携協定ですけれども、これがなされたときにはですね農業分野が壊滅的打撃を受けるだけでなくですね、林業、漁業、これらについてはもちろんのことですけれども、ほかの分野に及ぼす影響が大ということで JA グループやですね、JF 全漁連、これについてもですね反対決議がなされましたし、また全国の町村会もですね、TPP 参加検討の撤回を求める決議を行う、こういうようなさまざまなですね反対運動が起きている現状です。

また、身近なところではですね、JA 高知はた、ここもですね反対運動の集会を本日行っておると思いますけれども、これについてもですね町長も参加の反対のメッセージも送っています。こういうこともありまして、いろんな反対運動がやっておりますけれども、ほかの団体、町のもですね農業委員会も内閣総理大臣に TPP の反対の要請文も行いましたし、こういう分野でですね、いろいろと運動をしておるところです。

それから 12 月 1 日にですね、町長も参加しておりました全国町村会がですね 10 月下旬の緊急決議の採択に続いてですね、あらためて参加に反対する特別決議もですね採択しました。

これらに基づいた運動もやっておりますけれども、当町のもですね一次産業が主体の町としましてはですね、この TPP 参加についてはですね現在の状況においてはですね、政府はまだ職と農林漁業の再生推進本部、これを設置してですね、国内農業の強化策、そういうもんを検討するようでもありますけれども、矢野議員言われたようにですね、現状のままでは反対の姿勢を取っておりますので、反対の姿勢を明確にしておりますので、その点よろしくお願い致します。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

分かりました。

最後のところいきますが、町道に外側線を引きますかと。

引いておる所もございしますが、私が思うには引いてあるんだが薄くなって消えかかった所と、それから全くない所とございます。特にですね、最近は高齢化にありまして、視力が、私も二十歳のときからいうたらだいぶ視力が低下しております。だんだんお聞きますと、よそへ行って、買い物とか病院とか行って帰りますね、やはり夕方になるわけです。それで時により雨なんかには遭いますと、大変その道路が見えにくくなると。ガードレールがある所はそれを目安にして通ることができるんですが、それがない所はですね、よいよ危ないというお話を伺うわけでございます。

まずですね、町中も消えかかった所は大変危ない所もございしますが、へき地といわれる所は、大体道のおきが大変高うございまして、高い所が多くございますので、そういったことの対策を配慮してやっていただきたいなと。

それは一番いいのはガードレールがいいんだけど、そのできない所、毎回消えかかった所は引き直していただくとか、たまたま何らかのことで引けてない所があれば、それは引いていただくとか。

できましたらこの年度内にやっていただきたいと思いますと思うわけですが、いかかでしょうか。

議長（小永正裕君）

建設課長。

建設課長（武政 登君）

矢野議員の町道に外側線を引きますかというご質問にお答えします。

町道の道路管理者である町としては、道路利用者の安全性、そして利便性を図る観点から、外側線というのは必要だというふうに認識しております。

今出されている地域要望等も踏まえまして、危険性の高い所から必要に応じて設置していきたいと、そのように考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

12 時になりましたが。

1 つ言い忘れちゃった。私が道路をこう走ってみるとですね、大変良く整備されておりまして、特に通りよい状態でございます。それはやはり町長以下職員をはじめですね、現場で働く方たちのご苦労がそこに反映されてきておりますので、それは感謝しながら通っておるということが前提にあつての質問でございます。

一層ですね、これから黒潮町は明るい町になりますよう、一層のご奮闘をお願いしてですね、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長（小永正裕君）

これで矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、13 時 30 分まで休憩致します。

休 憩 12 時 00 分

再 開 13 時 30 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、竹下英佐雄君。

16 番（竹下英佐雄君）

通告書に基づきまして、私の一般質問を始めます。

第 1 に、国保税の負担軽減について。今年度の 9 月 13 日に、厚労省から国保税の税負担に対する減免についての大体、数値が各市町村の自治体に出ておるようです。これについて、今、これに対する減免通知を活用して、一部負担金の減免の取り組みを行っているかどうかについてお尋ねをしたいと思います。

2 つ目には、定率国庫負担の引き上げ、取り組みによる動向、これについてですが。1984 年には大体 45 パーセントくらいの国からの財政援助がありました。これについて、現在ではこれが 38 パーセントに削減をされております。そういった形の中で、やはり元の 1984 年当時ですね、やはり 45 パーセントの国の補助金を引き上げをするよう、全国の市町村長会議とかそういうところでやはりこれを引き上げをするような、さすようなやっぱし提言をしていくということが必要かと思いますが、そういった動向についてどのように受け止められておるのか。

それから、税負担の軽減です。これは先の 6 月議会でも質問をさせていただいたわけですが。

この税負担の軽減についてはですね、うちの市町村条例の中の黒潮町条例においても、国保税条例の 26 条にうたわれている税の減免について前回は質問させてもらったわけですが。これ、減免手段がまだ得られていな

いのはどういうことなのか。先の質問では、まあこの所得申告に基づいたやっぱし税負担の状況というのが判断ができないので、まずそこあたり所得状況の把握ができないと困窮状態にあるかどうか分からないという内容でしたが。

そういう、もし所得状況の把握ができておれば、この税の減免制度を生かして活用するかどうか。これらの点についてお尋ねを致します。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

竹下議員の厚生省通知についてのご質問にお答え致します。

9月13日、厚生省通知については一部負担金の徴収猶予および減免ならびに療養取り扱い機関の一部負担金の取り扱いについての厚生労働省保険局長からの通知がありました。この通知の内容は、一部負担金の徴収猶予減免を行う市町村の制度について、新たに国の基準が示されたものでございます。具体的には災害、廃業、失業などによって収入が著しく減少した場合にですね、医療機関に支払う自己負担、通常はこの医療費の3割負担を願っておりますが、この徴収猶予と減免を行う場合に、国としての運用基準と財政支援の基準が示されたものでございます。

この一部負担金の徴収猶予と減免については自治体によって条例等で定められてない所もありまして、本町の場合は国民健康保険規則の中に定めております。災害や失業など、生活困窮の状態になった場合に、徴収の猶予減免の手続きを取るもので、本町の場合は19条から21条にこの規定を設けております。

今回の厚生省の通知は、これらの減免規定を自治体に求めるとともに、財政支援として減免額の2分の1を特別調整交付金で措置するという新しい基準が設けられたものでございます。

先ほど議員が申しました、現状はどうかということでございますが。これまで本町ではですね、申請の実績はありません。一昨年、平成21年度にはですね、高知市の方で1件減免を行っている事例は聞いております。

それから、定率国庫負担の引き上げの取り組みによる動向ということでございますが。国庫負担の引き上げについては、県下の多くの市町村で脆弱（ぜいじゃく）な財政運営を行っていることはご承知のとおりで、高知県の町村会を通じて国への要望活動等を行っているものでございます。去る12月2日には、国庫制度改善の強化全国大会が東京でありまして、本町の町長もこれに参加要請をしております。新たな高齢者医療制度の充実を求める決議採択などもされているところでございます。

今後も機会あるごとにですね、地方の実態を訴えていきたいと考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

竹下議員のカッコ3、税負担軽減についてお答えします。

国民健康保険税の減免ならびに減額につきましては、国民健康保険税条例第23条に減額規定が、また26条には減免規定がございます。

減額につきましては、加入世帯の所得に応じて平等割と均等割が減額されるもので、申請は必要ではありませんが、毎年2月初旬に発送する町県民税兼国民健康保険税申告書の提出がない場合は、減額できない場合があります。

減免につきましては、第26条各号に該当すると思われる方は担当に相談していただければ、説明の上で減免

の可否を判断することになりますので、申請後直ちに減免されるということではありませんが、承認となれば申請時にさかのぼり、減免となります。

また、今般の景気悪化による倒産、廃業や解雇等による非自発的離職者に係る減免につきましては、職業安定所に提出する離職票の記載内容により迅速な判断ができますので、直ちに所得の減額措置が可能となります。

なお、減免や減額にかんする周知につきましては、納税通知書発送時に説明文書を同封しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

先ほどの所得状況が分かればということですが、そのときは23条の7割、5割、2割の軽減と、23条の2にあります非自発的100分の30の所得軽減、それが適用することになりますので、その分かった時点でその軽減をしておるところです。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

まあ、大体軽減に対するあれは持たれているようですが。

この患者負担の軽減について、厚労省が出された、大体生活保護基準以下に急減し、預貯金が生活保護基準の3カ月以下である世帯が減免対象になるという具体的な説明ですが。減免期間は1カ月の更新制、3カ月までを標準に減免が長期になる場合は生活保護の利用など、福祉部局との連携を取るよう、国保法44条で患者負担の減免を市町村が行える。これまで国による運用基準や財政支援がなかったため、減免制度も持たない市町村が半数近くあるということです。

このうちの場合は、そういう運用基準や財政支援というものについて、一応整備をされているのかどうか。再度お聞きをしたいと思います。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

議員が説明したとおりですね、災害、廃業、失業などで収入が生活保護基準以下に急減して、預貯金が生活保護基準の3カ月以下である世帯という規定が今回、国から示されました。これにともなってですね、町の方もその基準を準用して、町の規則に沿って運用していきたいと考えております。

それから当然ですね、長期に及ぶ場合には、福祉部門、保護申請とかそういう形になろうかと思います。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

問い1については、これで置きたいと思います。

第2の振興計画の見直しについてでございますが。基本財政の把握について。これは非常に重要な問題だと思っております。まず自主財源がですね、こんにち非常に落ち込んできている中で、一方では公債費が大幅に伸びている。今度の補正予算でも、大体2億8,010万5,000円、これが今回の一般会計の補正ですが。これに対して、公債費の補正が2億3,960万。ほとんど9割に近い、9割以上の補正総額に対して9割以上のいわゆる公債費になってると思うんですが。細かく計算はされてないけれども。それで、今年度の事業費が99億8,207万6,000円という数字になっておるわけです。これ、いわゆる繰越明許費を換算しますと、結局100億を超える事業費になろうかと思うんですが。

この数字を見ましたときに、非常に私、これから一体こういう財政運用で果たして長期間、この黒潮町の財

政運営が健全な形で運用できていくのかどうかという心配を致しております。まあ財政管理上、非常に放漫な財政運営、放漫化している財政運営というのを感じてならない。家庭経済のやっぱり生活費の点から考えてみましても、借金で生活をされているという状況が今、この黒潮町の財政運営だと思うんです。自主財源がどんどんどんどん落ち込んできている中で、一方でこれを良質起債、結局過疎債とか合併特例債とかいろいろな公債費でこれを補って、どんどん借入金で膨らまして財政運営をやっている。それが一時的にはかまんですけれども、これをここ何年かのこれからの町行政の運営を考える場合にですね、一体こういった状態で公債費用がどんどんどんどん膨れ上がっていくような状況の中で、果たして将来の町の財政運営がうまく成り立っていくかどうか。場合によっては、債権整備に掛からねばならないような状況に陥ってくるんじゃないかという感じが致します。だから、この基本財政の把握、今の自主財源の在り方というものについて、大体どの程度の認識ができているのか。このことをまずお尋ねをしたい。

それから2番目には、公債費の膨張についての認識。これも今申し上げたとおりでございますが。これがどんどんどんどん広がってくると、結局借入金の返済に追われて、将来は結局住民のための福祉やそういった教育、文化、そういったものに対する財政運営ができなくなってくる。結局、財政硬直化がいまだに叫ばれているときにやね、こんな形で公債費の膨張というものをただなおざりにして、そのまま放置しておくということについては、いささかちょっと財政運営についてこの放漫な財政運営、こんなことをやっておったんでは、ますます住民にこれからも負担がのし掛かるような形になってくるんじゃないか、そういう感じが致します。それについてどういうふうに考えておるのか。

3点目は技能習得への支援です。これはご承知のように今皆さんの経済状況というのが非常に悪化をして、なかなか仕事にも就くことができない。ましてや技術習得という点においてもかなりな、運転免許について申し上げても、大体40万くらいの出費が要ります。そういうところに、若い世代のまだ運転免許も取ってない方々に対して、運転免許を一応、貸付金制度なんかを作りまして、それで技能習得をできるようにして、早く若い世代の者がいろいろ自営あるいは就職、そういうことをして、独立していけるような、やっぱり環境づくりのためにもね。それから、若者の定着するまちづくりとかいろいろ言われておりますが、農業をするにしても運転免許が必要である。それを考えた場合に、この技能習得への基金制度を作って貸し付けを行いながら、そういった若手の技能を育てていくということを行うことができないか。これはひとつの提言としてお訴えを致したいと思います。

この3つについて、お尋ねをまず致します。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

それでは竹下議員の2番の振興計画の見直しにつきましてお答えさせていただきます。

まず1問目の基本財政の把握についてでございます。

竹下議員からはこの黒潮町の財政規模につきまして、たびたびご心配をいただいております。私たち執行部としてもですね、この点については細心の注意を払いながらですね、財政運営を図っていかなければならないというふうに基本的には思っております。

そこで、この基本政策の意味という部分はですね、財政規模とか予算規模等のことと思いますが、合併前の両町の予算総額はですね70億前後というところでございましたし、合併協議会での財政シミュレーションも70億前後となっていました。しかし、近年の社会情勢の変化により、緊急に対応しなければならない大型事業が集中している環境となっています。このため合併効果の早期発現、公共施設の耐震化や国の経済対策、雇用

対策などに呼応し、道路整備や学校の耐震化、保育所の建設、佐賀地区のまちづくり事業など、大型事業を積極的に推進してきました。このようなことから合併後、予算が膨らんでいることはこれまでのご質問にお答えしてきたところでございます。

特に平成21年度につきましては、明許繰越を含めると100億円を越す予算規模となっておりますし、平成22年度につきましても100億円を超える予算規模となる見込みであります。しかし、近年の国の経済動向を考えますと、到底このままの予算が何年も計上できるとは思っておりません。安定した財政運営をし、持続可能な社会を構築していくための町行政の判断材料のひとつとして財政シミュレーションがあります。合併後、平成19年4月に第1次財政シミュレーションを策定し、これまで2回見直しをし、平成21年12月に第3次の財政シミュレーションをお示ししているところでございます。

現在、この第3次財政シミュレーションを参考に財政運営を図っているところでございますが、合併算定が切れる平成28年度以降が60億前後と大きく落ち込んでいます。また、今年行われました国勢調査では、平成17年度に比べ人口が約1,000人程度減少する見込みとなっており、町の主要財源となっています地方交付税に平成23年度以降、相当影響が出るのが予想されますので、今後は事業の年次計画の見直しや緊急性、必要性などを再検討し、予算規模の平準化を心掛けていくことが必要というふうに考えております。

大きな質問事項の振興計画の見直しということになっておりますけれども、この計画はですね、より良いまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための町政基本方針としての役割と性格を持ち、黒潮町の今後10年間の進むべき方向を示したもので、少し総花的にはなっていますが、事業実施計画は単年度の予算状況を換算しながら進めるものでございまして、見直しは当面はしなくてもよいものと考えています。

次に、2番の公債費の拡張についての認識でございます。

公債費につきましては、皆さんお分りのとおり、町債を多く借り入れると当然増加してまいります。ちなみに、平成21年度決算で元金償還額が11億1,532万1,000円、平成22年度の予算額で11億2,381万6,000円と大変大きな金額となっており、決算額に対する構成比率も20パーセントを超えています。これに対して、平成21年度の借入額が12億1,010万円、また町債の繰越財源充当額が2億7,260万円、平成22年度借入額が12月補正までで23億9,972万3,000円となっています。このため償還額より借入額の方が大変大きくなっていることから、借入額が急激に増加する見込みとなっております。この原因につきましては皆さんご承知のとおり、先ほども言いましたが、大型の普通建設事業の集中によるものでございます。

公債費は単純に借入額だけでなく、公債費の財政負担の度合いを判断する指標で、公債費比率と実質公債比率があります。中でも実質公債比率の数値は起債借り入れに影響を与えるため、ある一定の数値以内に抑えることが肝要になってまいります。さらに数値が高くなれば財政の硬直化が進むことになり、施策の推進に影響を与えることになってまいりますので、起債の借り入れには慎重な対応が求められるところでございます。その数値は18.0パーセントというふうにされております。

本町の平成21年度の実質公債比率は13.0パーセントと、県内では低い数値となっております。これは旧町より行政改革を進め、事務事業の見直し、職員の定員管理の適正化、給与体系の見直しなどによる経費削減および財源確保に努めてきた結果であります。また普通建設事業の抑制とともに、起債の借り入れに堪しきましても、後年度に交付税算入率の高い優良起債を選択してきたことによるものと考えています。いずれにしても、先ほども申し上げましたように、合併後、合併効果の早期発現による住民へのサービス向上や、大型事業の集中による起債の借り入れはまだ2、3年続くものと想定しております。平成27年、28年度くらいまで公債費が膨張、起債残高、年次の償還額が増加することは避けられない状況となっております。

この対応としまして、交付税率の高い過疎債や合併特例債などの優良起債の活用とともに、緊急性の低い事

業の見直しなどによる事業の年次計画の平準化を行い、また減債基金を活用した繰上げ償還などを行い、重要な財政指標の実質公債比率を起債の借り入れ制限を受ける 18.0 パーセントまでに抑えなければならないと考えています。今後、大変厳しい財政環境になることは予想されますが、これからも住民サービスを低下することなく、健全な財政運営を行うため、一層の経費削減ならびに財源確保に努めてまいりたいと考えております。ぜひとも皆さんのご協力も、またよろしくお願ひしたいと思います。

次に、3 番目の技能取得への支援についてでございます。

技能取得の支援につきましては、昨今の社会経済状況および雇用環境の厳しい状況をかんがみますと、大事な取り組みであるというふうに考えております。このことから国、県では、多くの支援事業に取り組んでいるところでございます。

本町でも、高知県の事業を活用した新規就農者への支援事業に取り組んでいるところでございます。これらはいずれも目的、目標を持った支援事業でございます。単に、生活が困っているから技術習得に対する支援をするというのは、いかがなものかというふうにも思っております。

いずれにしても、技術習得は大事なことだというふうに考えておりますので、今後も個々の事例によって検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下美佐雄君）

いろいろ財政運営について取り組みは健全な財政運営をということで、一定努力はされていると思うんですが。私心配しているのは、今後まだ 2 年、3 年と、かなり箱物等による大掛かりな財政支出が余儀なくされている。こういった形の中で、今後も公債費というのはどんどん膨らんでくるというふうに受け止めておるわけです。そうしますと、時にはこれらの事業が一定済んでくると、約 60 億くらいばあの財政規模に陥る場合もあるという副町長の説明でございましたが。実際に平均して、基本財政の把握については大体シミュレーションが基本だと思うんです。そうすると、シミュレーションで大体 72 億から 75 億という線引きで私ども受け止めておるんですが、そういった財政規模の状態で考えると、今の 100 億を超えるいわゆる財政規模というのは、これはまた来年度もかなりの財政規模に膨らんでくる。再来年度もそういった大型の予算規模になってくると思うんですが。それを平均すると、どんな財政規模になるのか。60 億くらいばあの平均ですずっと慣れていくのか、それともそれ以下に、結局財政規模を落とさんと、かなりこの行財の行財政運営ができなくなる。あるいは硬直化というものがますますひどい状況に陥ってくるんじゃないか。

例えば 60 億でいくと、今の人件費等から事業費等を含めてですね、ほとんど 100 パーセントに近い状況で他に何の事業もできないような状況が出てくるんじゃないか。つまり、今、良質起債とかいわれる内容は分かりますけれども、国から借り入れた分についてあと 7 割くらいは交付金で還元をしようと言いはるけれども、実際に交付金制度そのものがまたどう変わってくるか。なかなかこう流動的な状況というのが今言われておるんですが。まあ、交付金を一括して地方に回そうとする。それで、地方がそれぞれ考えてやりなさいという形で、地方債の手続きの見直しという点でも、この自治総務相等の方からですね発表がありまして、国の関与が弱まれば自治体が借金しやすくなる状況というのは、今でもそうなんですが、生まれてきておりますわね。借金をしやすい、金が借り入れしやすい。過疎債とかいろいろなこの良質起債というのが増えてきて借金がしやすい。借金がしやすいことによって、借金財源がどんどん

んどん膨れ上がるという。そういう内容で今こう見ていくと、放漫な財政運営に陥りやすい状況が出てきておるといふふうに私受け止めております。そうすると、そういった借金がしやすい状況の金利の安い金が借りられるからどんだんだんだん借入金を増やして、今度、一時的にはそういう運営をしながらも、今度返すとなると高額な借金を返済をせなきゃならん。11 億から、これが 13 億になり、15 億になるような借金の返済に対して、これをどうしても返さないかん金が膨らんでくるとですね、果たしてのうのええ財政運営ができるかどうか、いう点を心配をするわけです。これ、ずっと申し上げたようにですね、何年かの後に平均値でいった場合に、極度に財政規模を落とさないかん状況というのが生まれてくるんじゃないか。例えば 25 年度あたりの財政規模は一体どのようになるか、ここらあたりも一応計算したことがあるかどうか、このことと。

もう 1 つは、こういったそういう平均値に戻しても、やっぱり一定この事業はまあ何とかできるというような見通しの下に、この今の事業の取り組みがやられておるのかどうか。場合によっては、そんな大きな事業も急いでやらずに先送りするとかいうようなことを考えにゃならんような状況が出てくるんじゃないかというような思いが致しておりますが。

そこらあたりどういうふうに考えておりますか。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

竹下議員の再質問にお答えします。

ただ今の質問につきましては、これまでも度々お答えしてきたところでございますけれども、我々執行部と致しましてもですね、その部分につきましては慎重な対応というのは取っていかねばならないというふうに考えております。

本町のですね標準財政規模は約 50 億といわれるところでございますので、それから考えますと、どの数字が正しい財政規模かというのなかなか国、県の補助等がございましてですね、定めにくいところでございますけれども、やはり合併当初の 70 億前後が我々のですね、黒潮町としての財政規模になるのではないかなというふうに考えております。

しかし、先ほど来申し上げておるようにですね、どうしてもやらなければならない事業、期限を切られたですね事業等が現在、特に大型事業が集中しておるといところでですね、このようにここ 2、3 年本当に我々もですね想像がつかないような、なかったようなですね財政規模に膨らんでおるといところでございます。

これにはですね、1 つには国の経済対策、20 年度から 22 年度までですね、相当国の経済対策で各市町村そういった上増し、追加分が現在来ておりますので、そこらへんも大きく影響しておるといふには考えておりますけれども。現在のところそういったことでですね、本来ならこれだけの大きな規模になりますと当然基金というものが減ってこないかんという状況になりますけれども、その国の経済対策等の追加がございまして、現在のところ基金もですね若干増えておるといような状況でですね、決して楽観視をして財政運営をしておるといところではございませんけれども、そういったとこを見通しながらですねやっております。

この事業の平準化というのは、我々としましても当然そこらへんを考えていきたいと。特に公共事業、普通建設企業がですね極端に減ってまいりますと、黒潮町の経済状況も大変雇用関係もですね悪くなってくるというふうに考えてますので、そういった部分はですね今後も十分注意しながら、平準化できる部分

についてはですね平準化していきたいというふうに考えております。

25 年度の財政の予想をしておるかというところでございますけども。これにつきましてもですね、一応 31 年度までの財政シミュレーションをお示ししておりますので、それにのっとりながら現在進めておるというところでございまして。この財政シミュレーションがですね、若干先ほど言ったように無理のあるような財政シミュレーションというふうにもなっておりますけれども、これは先ほど来の言っておりますような、特に大型事業が集中しておるというところで、もう現実的にはやむを得ない状況かなというふうに思っておりますので。

いずれにしても、国の今後の景気の見通しというのは決して明るい見通しはないというふうに考えておりますので、そのへんを踏まえながらですね、慎重な財政運営を心掛けていきたいというふうに思っておりますので、そういったところでご理解もいただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下美佐雄君）

1 つは、この借入金の返済による額が約 11 億から 12 億というようにだんだんだんだん膨らんでくるとですね、それが大きな負担になってくる。それから、人件費でも約 17 億くらいです。そうすると、借入金と人件費だけでも結局約 30 億に近い額になる。同時に今度、この特別会計とかいろいろなものの、どうしても必要な財源確保からいろいろ大ざっぱに考えていくと、事業費も含めて約 60 億くらいの規模になるんじゃないか。そうすると、70 億のシミュレーションの中でも約、町の新しい事業への取り組みに使える費用というのは、わずか 10 億足らずの金額になってくるんじゃないかという感じが、大ざっぱな回転の悪い頭で大体こう考えておるわけですが。

そういう形の中で、結局これが 50 億くらいの規模になってくると、もう何にもできない。そういう時代になるわけですね。まあ 75 億というシミュレーションで大体財政規模が出されて、それで今年度の予算からすると、約 30 億くらいが膨らんできておる。これを、来年度もそんなに大掛かりな予算規模になってくると、相当この平均値というのは、今度ら低いとこへ落とさんと平均値が出てこない。その平均値を出して、その財政規模をそこで押さえ込もうとすると、結局何にも事業はできないという状況で、大掛かりな住民に負担をかぶせなければならないような状況というのが、私の今率直に心配されている内容なんです。

だから、シミュレーションに対していろいろ実際に、今後 5 年先、10 年先という状況を見据えた形の中で、果たして今の財政的な取り組みが、この取り組んでおる財政規模が果たして妥当な、適正な財政取り組みかどうかということをやっぱりきちっと整理をしておかんと、将来これ大変なことになるんじゃないかという気持ちが致します。だから人件費、それからどうしても必要な金額は一体どれだけ要るのか。それに対して、今の自主財源で入ってくる金額と、それから国からの補助金等で賄える金額と、大体適当な財政規模という線というものをやっぱり、確実に近いような数字で押さえておかんと、これからの町村の状況というのは非常に厳しくなる。国そのものが赤字国債を抱えてね、大掛かりな赤字国債抱えて何ともならんような状況で、今四苦八苦をして、これから消費税を引き上げをやって、何とかこれで目的税とかいろいろなことを言われておるけれども、これどんどんどんどん国の金も支出が増えてくる中で、住民にそれを負担を求めようとするような状況が今出てきておるわけ。今非常に国民の、今の町民、このうちの住民の暮らしの状況というのは非常に深刻な状況にあるんです。だからそういうことを考えたときに、やっぱりこの財政運営はただ、のほほんとしたような財政運営というものを考えていきよったんじゃないか、大変なことになる。

そういう点でやっぱり、この振興計画の見直しをもっと厳重にやっぱりやっていく必要があるんじゃないか

いうことを考えておりますので、再度こちらあたりについてお尋ねをしたいと思います。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

再質問にお答えします。

非常に厳しい財政運営を考えてくれておるようでございますし、当然我々もそのようには考えておりますが。その中で今の財政がですね、予算が適正な財政かよということでございますけれども。先ほど来言ってますように100億を超すという予算になりますと、黒潮町の標準財政規模からいいますとですね、少し現状では過大ということでございますけれども。これにつきましては先ほど来言ってますようにですね、住民の方々の要望、また、どうしても期限を切られた事業等がですね多くあるというところですね、こういう予算となっておりますということをぜひご理解もいただきたいと思います。

そのことによってですね、振興計画の見直しでございますけれども、これは先ほど言ったようにですね振興計画そのものは、ある一定黒潮町ですね10年後の目標を定めたものでございますので、それについてはですね、それが全てできるということが一番望ましい姿ではございますけれども、当然全てがですねなかなかできないだろうと。しかし、それに目標を持って我々も努めていかないかんというふうに考えておりますので、振興計画そのものはですね、私は今のところ見直す必要はないというふうに考えております。単年度単年度の事業につきましてはですね、その年度年度の財政規模を考えながらですね実施していくということでございますので、その点もご理解をいただきたいと思います。

いずれにしてもですね、この財政規模というのは大変な状況となっておりますので、そういったところにつきましてはこれからも十分ですね、慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。いずれにしても、どうしても早急にやらなければならない事業もあるということもぜひご理解もいただきたいと思います。

そういうことで、今後の社会情勢によってはですね、当然この財政シミュレーションというのは見直しをしながら、また平準化も図っていききたいというふうに考えておりますけれども、当面はこの財政シミュレーションにのっとりですね、それぞれの財政指標も押さえながらですねいきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下美佐雄君）

一応、2の振興計画の見直しについてはこれで置きたいと思います。

3点目の教育についてでございますが、これについてお伺いを致します。

危機管理の体制のチェック機能という点でまずお尋ねをしておりますが。

これ一昨年の入野小学校で起きた1つの問題を機にですね、この危機管理について、十分これをチェックしていくような、いわゆる委員会の機能というのは果たしてあるのかとどうか。ちょっと、まあ今の時点でもはっきりよう理解をしてないんです。次の入野小学校での教訓は生かされているかということと、これを含めてお伺いを致しますけれども。

まず教育委員会のこの仕事ですね。教育委員会の役割とか、学校に対して一体どんな管理する能力を持っておるのか。機能を備えているのか。この点について、まずお聞きした方がいいかもしれないと思いますが。はっきり言って現場に対する管理機能が、以前においては、この小学校当時のこの問題については欠落をして

おった。結局、機能調査、学校の、なぜこういった問題に対して問題が起きておるのかということについて十分な調査をする機能が、この前教育委員会において全くなかったと。私は入小での問題は、まずその事故が発生したときに学校の対応した教師がすぐに養護の先生と連絡を取って、そしてどこでどんなけがをしたのかということ調べておればね、結局その時点で病院へすぐに搬送をしておった。それをやっておれば、いわゆるその学校側の責任問題も問われるという問題ではない。ところがそういうことを全然、全くせずに、一教師の判断において、まあ軽い打ち身やろうと。転落をして、こけて打った場所も十分確かめもせずに、ただそこら辺りでまろんでこけたくらいの程度の感覚で押さえて、十分子どもの言い分さえ取り上げて聞こうとしないし、調査をしようとする。そういう形で、結局家庭への連絡も、まあ夜の8時過ぎごろになって、やっとこさその実情を家庭も知るといったようなことになっておるんです。

だから、そういう学校側の怠慢、子どもに対して、子どもの言い分さえ無視してきた教師の怠慢。いわゆる被害者からの訴えとか申し入れとかいうものを聞かずにね、ただ自分だけで判断をする。結局、危機管理に対する感覚が甘かったというような解釈をされておるけれども。そんな甘いとかね、それから十分であったとかいうことじゃなくて、結局危機管理についてはやっぱり責任を持って対応をしていくという教師の心構えがなければならぬ。そのことを調査もせずに、当時教育委員会が放置してしてきたという、この責任は非常に重大である。これは教育委員長にも一応、もう一遍調査し直せということで要請をしたことがあるけれども、それもただ学校からの報告だけを受け止めて、学校がこう言いようから、学校の取った措置は適正であったと思います、というような感覚でいる教育委員会にとってもね、全く学校に対する、教育現場に対する管理指導が全くできていない。その点を強く私感じておる。

だから、今の状況でやはり本当に学校関係において、もし今後も今のような形で、まあ現場のね、言うなりに任した管理の在り方であれば、これは教育委員会があってもなくても構わない状況というのが見えるんです。だから、それはいわゆる子どもに対しても、何の責任も感じないような学校の運営をそのまま放置したことになりますので、そこらあたり入野小学校での教訓として、やはり今後はきちっと現場に対する指導をし、今後こういった問題は絶対起きないようにするという取り組みができるかどうか、私ちょっと疑問です、今の段階では。だからその点ははっきり、まあ現場に対しても厳しい、教育委員会としてもっと厳しい行政の責任という立場でやね、きちっと指導をしていくという心構えがあるのかどうか、これお尋ねを致します。

委員会が現場に対する管理指導というのは今の状態の中でどんな形の中で行っているのか。実際にこの教訓をひとつの教訓として、こんな間違いはしない。これは教育委員会が学校に対してきちっとした当時の指導というものをやっておればね、別にこれも責任を問われる必要はない。これは教員、学校に対してどんなことをやったのか、どうしたのか。それを議会に対してきちっと報告ができるような状況というのは、今までの委員会ではなかったことや。

今、教育長も次長も新しく代わりましたが、一応そういう点で、今後の教育委員会には二度と再び前回の委員会のようなミスはしないように、ひとつお願いをしておきたいと思う。

どうということなのか、お尋ねを致します。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは竹下議員のご質問にお答えを致します。

まず1番目のですね、危機管理体制のチェック機能についてはとのご質問にお答えを致します。

町内の小中学校におきましては、事故や不審者の侵入、それから災害などへの対応のための危機管理マニユ

アルを作成をしております。このマニュアルにつきましても各学校において独自のものを作成をしておりますので、内容においては多少の違いはありますが、基本的な事柄については統一をされております。さらに、各校の教育計画の中にも明記をされております。

危機管理体制のチェックということでございますけれども、教育委員会におきましては、各学校のこの危機管理マニュアルの提出を求めまして、内容の確認を行い、校長会の中での指導を行っております。

また、各学校においては学校長が責任者となって、教頭あるいは養護教諭、それらを中心にですね全職員が参加する体制を取っており、学校長は職員や児童生徒、これらの安全対応能力を高めるためにですね、安全学習や訓練を実施をしております。

次に、カッコ2の入野小学校での教訓は生かされているかということでございますけれども、この件につきましては、これまでの議会において答弁をさせていただきました。事故発生後の初期対応におきましては、危機管理マニュアルどおりの行動ができなかったということにつきましては、事故に対する担任教諭の危機管理に対する認識が不十分であったと言わざるを得ません。

学校現場における児童生徒のけがや事故は非常に多く発生をしております、町内小中学校での災害共済給付の対象となるものが年間100件以上も発生を致しております。各学校では、こうした事故やけがに対しては入野小学校でのこの事故を教訓としまして、危機管理マニュアルに基づき対応をしているところでございます。

また、カッコ3の委員会の現場に対する管理指導ということでございますけれども、校長会の中でも危機管理マニュアルを基に指導をしております。また、国や県からの危機管理に対しての資料を各学校へ配布をしまして、校内での研修に役立ててもらっております。

さらに幡多けんみん病院に対しましても、幡多市町村教育委員会連合会から学校事故での病院への搬入時における対応への協力要請書の提出なども行っているところでございます。

これまでもこうした取り組みを行ってまいりましたが、これからは学校現場への管理指導はもちろんのこと、今後も教育委員会と学校現場、それから関係機関が連携協力をしてですね、この危機管理に対する取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下芙佐雄君）

ずっとこれまでも度々この問題については一般質問で再々取り上げてきたんですけれども、なかなかその行政におけるところの責任問題というのは、なかなか認めようとしなかった。これ、何が原因なのかということをいろいろ考えてみた。

これは確かにまあ事故ですから、思わんときに事故を起こしたり、いろいろ子どもがけがをしたり、いろんな過ちが起きるわけですが。そういったときに適正に対応しておれば、何も現場の責任とかいうものはあんまり問われる内容じゃない。子どもが事故を起こしたから病院へすぐに搬送して、その傷の手当てをしたとか、いろいろそれなりの対応をしたということが明確になれば別にね、この入野小学校のような問題についてどうこう言える問題じゃない。ところが、その認識が甘かったとか、認識が足りなかったということで、当人のいわゆる責任問題はうやむやにされておる。そしてそのことに対して、子どもの結局教師に対する不信感、これがますます大きく募って、ついにはいわゆる精神的な、いわゆる過食症とかそういった障害まで出てくると。そういう教師にあるまじき内容が入野小学校で起きておる。これは議会でも問題にならなかったということは、比較的皆さんの幸いなことやったと思うんです。全く議会で問題にならんというようなことはあらねはず。

ただ私は、そういった重大な問題を起こしておるにもかかわらず、それをよその所へちょっと具合が悪いから飛ばしてよ、それで何とか収めようとするようなことになっておるんです。校長は校長で、定年退職という形で何の責任も持たない。そんないわゆる学校運営が、果たして子どもを育てる学校の学校教育、義務教育のこれが黒潮町の在り方かよ、ということが今問われておる。

だから私は、もう今一応そういったことが過ぎた、収まった、収まらなければならないというような状況になってきたけれども、そんな形の中で、やはりこれから、これあつてはならんことなんです。絶対こんなことは、やはりきちっと学校の現場で先生方が責任を持って、子どもの生死にかかわる問題やから、これに対応をしていく。そういう危機管理に対する認識というのが、私は必要だと思う。

それから、例えばこれから野外研修とかいろいろあります。その野外研修の中でも、この梅雨時の大雨の降るときとか、そういうことに予測できない災害が発生するようなときに、山の黒尊の川縁へ連れていって、そして幸いに事故は起きなかったけれども、場合によっては土砂崩れが起きるかもしれない。長雨でかなり地盤が緩んでおる状況で。そんなことに対してもやっぱり危機管理の意識というのは、計画にはそういう野外研修ということがあるけれども、まあちょっと見合そうかというくらいのね、そういう判断をつくような学校の現場の在り方というものもやっぱり考えてほしいと思うんです。これは今年になってそういう研修を確か開いておったんですが、結局、谷川であるから増水の問題も出てくるんです。長雨の中ではね。そういった点なんかもやっぱり気を付けて、細かいことにもやっぱり気を配りながら、この危機管理体制というものをやっぱり認識を強めてもらうということがひとつは必要だと思います。ここらあたりも、やっぱりきっちと委員会として責任を持って対応してもらおう。

それから遊具の問題ですけれども、遊具とかいろいろサッカーのゲートなんかの問題でも、割かしけが人が出て、そのゲートと一緒にやって、頭をくらして、それで亡くなられたという生徒もおるんです。そういった遊具の問題についてもやっぱり点検は一応、年に1回か2回くらいはやっぱり点検を入れるということもひとつやっていくように。

現場に対する教師にもっと危機管理の問題について、そういう認識を持つようにしてもらいたいんですが、いかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

入野小学校の事故の件につきましては、現在児童はですね、若草養護学校の方に通学をしておるという状況になっておりまして、こうした状況になったことについてはですね、教育委員会は本当に残念に思うというか、申し訳ないということでございます。できればですね、一日も早い入野小学校への復帰をとということもぜひできるようにですね、学校の方と連携をして取り組んでおるところでございます。

それから、あらゆる危機管理ということでございますけれども、確かに学校現場、常にそういった危険な状態が常にあるという状況でございます。例えば行事等においてはですね、事前の天候等の判断、あるいは現場の状況の事前の確認といったことも重要でございますし、それからまた学校の遊具についてはですね、常に定期的に点検をするといったことが非常に重要なことであろうというふうに思います。

特にこの危機管理についてはですね、教育委員会、それから学校現場もですね、知識ということも重要でございますけれども、それよりも常に意識を持った状況におるということが重要であろうと思います。

いつ何時そういったことが発生するということは分かりませんので、常に十分な対応ができるといった心構

えでおれるようにですね、学校等も指導をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

これで私の質問を、まだ 11 分ありますけれども置きます。

議長（小永正裕君）

これで竹下英佐雄君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 14 時 50 分